

平成 27 年 3 月 11 日

基幹放送用周波数使用計画の一部を変更する告示案について  
(平成 27 年 3 月 11 日 諮問第 7 号)

[外国語放送を行う超短波放送の安定した受信の確保]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(夏賀課長補佐、太田係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省情報流通行政局放送技術課

(向井課長補佐、長澤係長)

電話：03-5253-5786

## 基幹放送用周波数使用計画の一部を変更する告示案について

### 1. 概要

超短波放送（地上系）を行う基幹放送局のうち外国語放送の親局の諸元（周波数及び空中線電力）は、基幹放送用周波数使用計画（昭和63年郵政省告示第661号）において規定されている。

今回、東京を送信場所とする外国語放送を行う親局について、安定した外国語放送の受信の確保のため、基幹放送用周波数使用計画の一部を変更するもの。

### 2. 変更の内容及び理由

#### ・外国語放送に係る変更【親局のチャンネル変更】

超短波放送（地上系）を行う基幹放送局のうち、外国語放送を行うものについては、本邦在住の外国人やビジネス、観光で来日する外国人を対象とした外国語ラジオ放送事業を行うことを目的として、特に首都圏においては、東京タワーに開設し、運用されている。

しかしながら、首都圏の建築物高層化等により、難聴地域が増加し、年々受信環境が悪化していることから、「V-Low マルチメディア放送及び放送ネットワークの強靱化に係る周波数の割当て・制度整備に関する基本的方針（平成25年9月27日公表）」において、85MHz 超え 90MHz 以下の周波数を超短波放送に係る放送局に割り当てる（親局の諸元変更を含む。）旨が記載されていることを踏まえ、首都圏における安定した外国語放送の確保のため、基幹放送用周波数使用計画の一部を変更するもの。

### 3. 基幹放送用周波数使用計画の変更案

#### 基幹放送事業者の放送 外国語放送

放送対象地域	変更案			現行		
	親局			親局		
	送信場所	周波数 (MHz)	空中線電力 (kW)	送信場所	周波数 (MHz)	空中線電力 (kW)
東京都の特別区の存する区域を中心として同一の放送番組の放送を同時に受信できることが相当と認められる区域として総務大臣が別に定める区域	東京	76.1	10	東京	76.1	10
		(注) 89.7				

(注) 上段は現在割り当てられている周波数を、下段は変更する周波数を表し、上段の周波数の使用は平成27年10月31日までに限る。

平成 27 年 3 月 11 日

スカパー J S A T 株式会社所属衛星基幹放送局の予備免許について  
(平成 27 年 3 月 11 日 諮問第 8 号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(夏賀課長補佐、太田係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省情報流通行政局衛星・地域放送課

(長谷川課長補佐、勝畑係長)

電話：03-5253-5799

## スカパーJ S A T株式会社所属 衛星基幹放送局の予備免許について

### 1 背景

- (1) 平成14年より運用している東経110度CS放送用の人工衛星N-SAT-110については、平成27年に設計寿命を終えることから、その後継衛星を打ち上げる必要がある。
- (2) これを受けて、平成26年10月28日(火)から同年11月28日(金)まで、衛星基幹放送局の免許申請を受け付けたところ、スカパーJ S A T株式会社(代表取締役 執行役員社長 高田 真治)1社から、衛星基幹放送局3局の開設について、電波法(昭和25年法律第131号)第6条第2項に基づき、申請があったものである。

### 2 申請概要

#### I 申請者概要(詳細は別紙1のとおり。)

社名:スカパーJ S A T株式会社(代表取締役 執行役員社長 高田 真治)  
主たる事業:有料多チャンネル事業及び宇宙・衛星事業

#### II 申請内容(詳細は別紙2のとおり。)

使用するチャンネル番号:ND2、ND4、ND6、ND8、ND10、  
ND12、ND14、ND16、ND18、  
ND20、ND22、ND24

<衛星の名称 N-SAT-110>

### 3 審査結果(詳細は別紙3及び別紙4のとおり。)

審査した結果、「電波法」、「基幹放送局の開設の根本的基準」、「電波法関係審査基準」及び「平成26年度に申請を受け付ける東経110度CS放送に係る衛星基幹放送局に関する免許方針」の基準に適合していると認められるため、電波法第8条第1項に基づき、予備免許(指定事項は別紙5のとおり。)を与えることとする。

## 申請者概要

申請者	スカパー J S A T 株式会社	
設立年月日	平成 6 年 1 1 月 1 0 日	
代表取締役執行役員社長	高田 真治	
主たる業務	1. 有料多チャンネル事業 有料多チャンネル放送サービス「スカパー！」の運営 2. 宇宙・衛星事業 スカパー！の番組伝送、地上波テレビ局への中継回線の提供等	
資本金	5 0, 0 8 3 百万円	
主な出資者 (出資比率)	株式会社スカパー J S A T ホールディングス	1 0 0 %

## 申請内容

1 無線局の種別	衛星基幹放送局（3局）
2 申請者名	スカパーJ S A T株式会社
3 申請年月日	平成26年11月28日（進達：平成26年12月2日）
4 識別信号	(1) S J C えいせいデジタルこうせいさいどテレビジョン (2) S J C えいせいデジタルテレビジョン (3) S J C えいせいデジタルデータほうそう
5 無線局の目的	基幹放送用
6 開設を必要とする理由	東経110度CS放送用の人工衛星N-SAT-110が間もなく設計寿命に至ることから、今後も東経110度CS放送サービスを継続するため、衛星基幹放送局の開設を希望するもの。
7 放送事項	(1) 高精細度テレビジョン放送を含むテレビジョン放送（デジタル放送） (2) 標準テレビジョン放送（デジタル放送） (3) データ放送（デジタル放送）
8 使用する衛星	N-SAT-110（JCSAT-110A） JCSAT-110R
9 無線設備の設置場所	対地静止衛星軌道 東経110度 経度及び緯度の変動幅 ±0.1度

<p>10 電波の型式並びに希望する周波数の範囲及び空中線電力</p>	<p>34M5G7W</p> <p>12.291GHz(注1、注2) 12.331GHz(注1、注2)</p> <p>12.371GHz(注1、注2) 12.411GHz(注1、注2)</p> <p>12.451GHz(注1、注2) 12.491GHz(注1、注2)</p> <p>12.531GHz(注1) 12.571GHz(注1)</p> <p>12.611GHz(注1) 12.651GHz(注1)</p> <p>12.691GHz(注1) 12.731GHz(注1)</p> <p>119.3W 114.5W(注3)</p> <p>最大等価等方輻射電力 1000kW</p> <p>1秒におけるシンボル数 28.860Mbaud</p> <p>(注1) この周波数の使用は、国際調整の結果を遵守すること。</p> <p>(注2) この周波数の使用は、一次業務の無線局からの混信を容認すること。</p> <p>(注3) この空中線電力の使用は、JCSAT-110R衛星の無線設備(予備送信装置)を使用する場合に限る。</p>
<p>11 希望する運用許容時間</p>	<p>常時</p>
<p>12 工事落成の予定期日</p>	<p>平成28年12月31日</p>
<p>13 運用開始の予定期日</p>	<p>免許の日</p>
<p>14 備考</p>	<p>本衛星基幹放送局の主送信装置をN-SAT-110衛星の無線設備とし、予備送信装置をJCSAT-110R衛星の無線設備とする。</p>

## 審 査

審査項目	審査結果
電波法第7条及び行政手続法第5条により公にしている審査基準への適合性	適 以下のとおり適合していると認められる。
<b>1 工事設計の技術的基準への適合性</b> (電波法第7条第2項第1号) (電波法関係審査基準第3条(1))	適 技術審査を行った結果、適合していると認められる。
<b>2 周波数の割当ての可能性</b> (電波法第7条第2項第2号) (電波法関係審査基準第3条(2))	適 技術審査を行った結果、適合していると認められる。
<b>3 業務を維持するに足る経理的基礎の有無</b> (電波法第7条第2項第3号) (電波法関係審査基準第3条(8))	適 衛星調達方法、その支弁方法等については、適正に計上されていること、また事業計画及び事業収支見積りは、客観的に適正なものであることから、財政的基礎はあると認められる。
<b>4 業務を維持するに足る技術的能力の有無</b> (電波法第7条第2項第3号) (電波法関係審査基準第3条(9))	適 以下のとおり適合していると認められる。
①設備維持業務の確実な実施のための体制整備 (電波法関係審査基準第3条(9)ア)	適 技術審査を行った結果、適合していると認められる。
②設備維持業務を行うのに必要な能力の有無 (電波法関係審査基準第3条(9)イ)	適 技術審査を行った結果、適合していると認められる。
<b>5 基幹放送局の開設の根本的基準への適合性</b> (電波法第7条第2項第7号)	適 次のとおり適合していると認められる。
<b>(1) 事業計画実施の確実性</b> (基幹放送局の開設の根本的基準第3条第1項第1号)	適 事業計画の内容、事業収支の見積り及び財政的基礎から見て、事業計画実施の確実性はあるものと認められる。
<b>(2) 法人設立の確実性</b> (基幹放送局の開設の根本的基準第3条第1項第2号)	適 既に設立されており、適合していると認められる。
<b>(3) 基幹放送局の設置場所等</b> (基幹放送局の開設の根本的基準第5条)	適 技術審査を行った結果、適合していると認められる。



<p>(4) 既設局への妨害排除 (基幹放送局の開設の根本的基準第8条)</p>	<p>適</p>	<p>技術審査を行った結果、適合していると認められる。</p>
<p>(5) 放送の公正かつ能率的普及に対する適合性 (基幹放送局の開設の根本的基準第9条)</p>	<p>適</p>	<p>当該衛星基幹放送局は、東経110度CS放送用の人工衛星N-SAT-110の運用終了後における東経110度CS放送の安定的かつ能率的な運用を行うために開設するものであり、放送の公平かつ能率的普及に役立つと認められる。</p>
<p>6 平成26年度に申請を受け付ける東経110度CS放送に係る衛星基幹放送局に関する免許方針(平成26年10月16日総務省訓令第44号)に対する適合性</p>	<p>適</p>	<p>審査の結果、適合していると認められる。</p>

平成26年度に申請を受け付ける東経110度CS放送に係る衛星基幹放送局に関する  
 免許方針(平成26年10月16日総務省訓令第4号)第3条に基づく審査

審査事項		検討結果
<b>(1) 衛星調達方法等</b>		
ア 2016年から新たに調達する衛星の設計寿命までの間の衛星の使用に係る計画が適正かつ明確に定められていること。	適	安定的な放送が継続可能となるような衛星計画が明確に定められている。また、2023年までは現用の予備衛星を用いた2基体制により運用することとなっており、高い安全性・信頼性を有しているため、適正であると認められる。
イ 高い信頼性を有する衛星を調達するものであり、その調達方法が適正であること。	適	技術能力の高い事業者をあらかじめ選定して提案を募集し、技術提案、価格、スケジュール等の点を総合的に評価して随意契約を採ることとしていることから、高い信頼性を有する衛星を調達することが可能であると認められる。また、その調達期間、手順等についても適正であると認められる。
ウ 新たに調達する衛星は13年以上の設計寿命を有するものであること。	適	新たに調達予定の衛星の設計寿命は15年以上としており、適正であると認められる。
エ 衛星の打上げの失敗又は遅延の場合における衛星確保のための対応の方法 (7) 衛星の打上げが失敗した場合には、放送の継続及び開始に支障のないようできる限り早期に代替衛星を打ち上げる計画を有していること。	適	打上げ失敗の場合は、代替衛星を発注から24か月以内に射場に納入できるよう調達契約により担保されており、放送の継続及び開始には支障ないと認められる。
(4) 衛星の打上げ遅延に対する対応策が適正かつ明確に定められていること。	適	遅延した場合であっても、現行のJCSAT-110Rの衛星を使用することで放送の継続に支障が生じないこととされており、適正かつ明確に定められていると認められる。
オ 近接する、又は同一軌道上の他の人工衛星との関係において、安全な軌道位置を確保するものであること。	適	同一軌道上にあるBS衛星とは合意書によりCS衛星と明確に軌道位置が分けられている。また、BS事業者、CS事業者で互いの緊急時の連絡体制も確立されている。さらに、スカパーJSAT社の衛星管制技術により、CS衛星に割り当てられた軌道位置においても複数衛星を安全に運用することが可能であることから、他の人工衛星との関係において、安全な軌道位置を確保することができるものと認められる。
<b>(2) 基幹放送事業者への情報開示</b>		
次に掲げる事項について、基幹放送事業者への情報開示方法を具体的に定め、基幹放送事業者へ情報開示を行うものであること。	適	当該情報開示に関する事項について、アからウまでの開示方法等が明確に定められていると認められる。
ア 衛星の仕様	適	衛星の仕様については、衛星カバーエリア、衛星EIRP、軌道位置、打上げ日、打上げロケット、衛星バス、周波数帯、増幅器出力並びに衛星の形状及び寸法をホームページで公開することとしている。
イ 衛星障害時のデータの内容 (7) 障害の部位・原因特定のためのデータとして開示する内容 (4) 障害対策として実施する措置として開示する内容	適	障害発生時には基幹放送事業者に対して、障害の発生日、障害の部位、障害の状況並びに障害に対する対応方法及び対応の予定日を開示することとしている。
ウ その他基幹放送事業者が放送するに当たって必要となる情報に関する事項として開示する内容	適	基幹放送事業者が放送するに当たって必要な情報を毎月の事業者連絡会等で開示することとしている。
<b>(3) 基幹放送事業者の負担額</b>		
ア 基幹放送事業者に負担させることとなる料金の見込み額が明確に定められていること。	適	当該料金の見込み額は現行衛星の利用料金と同額とされており、その料金表がホームページにて公開されていることから明確に定められていると認められる。
イ アの料金の見込み額が、新たに調達する衛星の設計寿命までの間に発生することとなる諸費用等に照らし適正であること。	適	新たに調達する衛星の調達価格は、現行衛星とおおむね同額の規模となっており、衛星利用料金を現行衛星と同額とする料金設定は適正と認められる。
ウ 他の事業分野との間で不当な内部相互補助が行われるものでないこと。	適	他の事業分野との相互補助はないと認められる。なお、スカパーJSATが本衛星にて提供する放送サービスの利用者は基幹放送事業者のみである。
エ 新たに調達する衛星の設計寿命までの間において基幹放送事業者に負担させることとなる料金を値上げする可能性がある場合にあっては、その想定される事由及び値上げ幅が明確に定められていること。	適	値上げを予定していないものであり、特段問題はない。
<b>(4) 基幹放送事業者の意向の聴取</b>		
当該衛星の運用開始以後において、基幹放送事業者の意向（基幹放送事業者間の公平性を損なうこととなるものを除く。）を聴取するための方法が適正かつ明確に定められていること。	適	基幹放送事業者との会合として、毎月定期的に開催する事業者連絡会や衛星放送協会110度委員会において基幹放送事業者の意向の聴取を行う機会を設けており、適正であると認められる。

## 指 定 事 項

無線局の種類別	衛星基幹放送局（3局）		
免許人	スカパーJ S A T株式会社		
識別信号	S J Cえいせいデジタル こうせいさいどテレビジ ョン	S J Cえいせいデジタル テレビジョン	S J Cえいせいデジタル データほうそう
無線局の目的	基幹放送用		
放送事項	高精細度テレビジョン放 送を含むテレビジョン放 送（デジタル放送）	標準テレビジョン放送（デ ジタル放送）	データ放送（デジタル放 送）
電波の型式 並びに 周波数及び 空中線電力	3 4 M 5 G 7 W 1 2 . 2 9 1 G H z（注1、注2） 1 2 . 3 3 1 G H z（注1、注2） 1 2 . 3 7 1 G H z（注1、注2） 1 2 . 4 1 1 G H z（注1、注2） 1 2 . 4 5 1 G H z（注1、注2） 1 2 . 4 9 1 G H z（注1、注2） 1 2 . 5 3 1 G H z（注1） 1 2 . 5 7 1 G H z（注1） 1 2 . 6 1 1 G H z（注1） 1 2 . 6 5 1 G H z（注1） 1 2 . 6 9 1 G H z（注1） 1 2 . 7 3 1 G H z（注1） 1 1 9 . 3 W 1 1 4 . 5 W（注3） 最大等価等方輻射電力 1 0 0 0 k W 1秒におけるシンボル数 2 8 . 8 6 0 M b a u d （注1）この周波数の使用は、国際調整の結果を遵守すること。 （注2）この周波数の使用は、一次業務の無線局からの混信を容認すること。 （注3）この空中線電力の使用は、J C S A T - 1 1 0 R衛星の無線設備（予備送信 装置）を使用する場合に限る。		
運用許容時間	常時		
工事落成の期限	平成28年12月31日		

# 東経110度CS放送の概要

参考1

- 衛星放送には衛星基幹放送と衛星一般放送があり、衛星基幹放送は民放キー局系やWOWOWなどの放送があるBS放送と「スカパー！」サービスとして知られている東経110度CS放送がある。衛星一般放送は「スカパー！のプレミアムサービス」と呼ばれる東経124/128度CS放送が行われている。
- このうち東経110度CS放送は、BSデジタル放送と同一の受信機やアンテナで視聴可能な放送として平成14年3月からサービスが開始されており、現在23社の基幹放送事業者によりHD21番組、SD33番組が放送されている。契約件数は約207万件(平成27年2月末現在)。
- スカパーJSAT(株)は、これらの放送事業者に衛星等の設備を提供する基幹放送局提供事業者として東経110度CS放送用の衛星N-SAT-110を運用している。
- 今回の免許申請は、本衛星が平成27年に設計寿命を終えることとなっていることから、この後継衛星を確保するためのもの。

注:加入者数():前年同月比増減率(%)

種類	① BS放送	② 東経110度CS放送	③ 東経124/128度CS放送																																											
特性	【基幹放送】 ・三波共用受信機・共用アンテナ(地上・BS・110度CS)により、より多くの視聴者が簡便に視聴可能		【一般放送】 ・視聴には、専用受信機・アンテナが必要																																											
番組数 (H27.3.1)	HD 28番組/SD 1番組	HD 21番組/SD 33番組	4K 3番組/HD 159番組/SD 2番組																																											
普及状況 (H27.2末)	NHK-BS契約件数1,900万件(+4.8%)【H27.1末】 WOWOW加入者数276万件(+6.0%)	スカパー!(旧・スカパー!e2) 加入者数207万件(+3.0%)	プレミアムサービス(旧・スカパー!) 加入者数125万件(-20.9%)																																											
チャンネル数拡大の状況	<table border="1"> <thead> <tr> <th>認定時期</th> <th>新規認定</th> <th>計(番組)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H21.6以前</td> <td>—</td> <td>HD 10/SD 2</td> </tr> <tr> <td>H21.6認定</td> <td>HD 11/</td> <td>HD 21/SD 2</td> </tr> <tr> <td>H22.10 ※1</td> <td>HD 6/SD 1</td> <td>HD 28/SD 1</td> </tr> </tbody> </table>	認定時期	新規認定	計(番組)	H21.6以前	—	HD 10/SD 2	H21.6認定	HD 11/	HD 21/SD 2	H22.10 ※1	HD 6/SD 1	HD 28/SD 1	<table border="1"> <thead> <tr> <th>認定時期</th> <th>新規認定</th> <th>計(番組)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H12.12</td> <td>HD 2/SD 61</td> <td>HD 2/SD 61</td> </tr> <tr> <td>H16.4</td> <td>HD 11/SD 55</td> <td>HD 13/SD 83</td> </tr> <tr> <td>H21.6</td> <td>HD 1/</td> <td>HD 7/SD 58</td> </tr> <tr> <td>H24.2 ※2</td> <td>HD 10/SD 4</td> <td>HD 19/SD 36</td> </tr> </tbody> </table>	認定時期	新規認定	計(番組)	H12.12	HD 2/SD 61	HD 2/SD 61	H16.4	HD 11/SD 55	HD 13/SD 83	H21.6	HD 1/	HD 7/SD 58	H24.2 ※2	HD 10/SD 4	HD 19/SD 36	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">(番組)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H18年度</td> <td>HD 0</td> <td colspan="2">SD 197</td> </tr> <tr> <td>H25年度</td> <td>HD 115</td> <td colspan="2">SD 146</td> </tr> <tr> <td>※3 H26.10末</td> <td>4K 1</td> <td>HD 158</td> <td>SD 2</td> </tr> </tbody> </table>	(番組)				H18年度	HD 0	SD 197		H25年度	HD 115	SD 146		※3 H26.10末	4K 1	HD 158	SD 2
	認定時期	新規認定	計(番組)																																											
	H21.6以前	—	HD 10/SD 2																																											
	H21.6認定	HD 11/	HD 21/SD 2																																											
	H22.10 ※1	HD 6/SD 1	HD 28/SD 1																																											
認定時期	新規認定	計(番組)																																												
H12.12	HD 2/SD 61	HD 2/SD 61																																												
H16.4	HD 11/SD 55	HD 13/SD 83																																												
H21.6	HD 1/	HD 7/SD 58																																												
H24.2 ※2	HD 10/SD 4	HD 19/SD 36																																												
(番組)																																														
H18年度	HD 0	SD 197																																												
H25年度	HD 115	SD 146																																												
※3 H26.10末	4K 1	HD 158	SD 2																																											
HD:ハイビジョン画質 SD:標準画質	※1: BSアナログ停波(H23.7.24)に伴う認定	※2: ※1に伴う空き周波数(110度上でのHD化、124/8からの移行)	※3: 全番組のHD化完了(SD2番組はHDでも放送)																																											

# 東経110度CS放送のテレビ番組のチャンネル配列図

参考2

ND2 (12.291GHz)			ND4 (12.331GHz)					ND6 (12.371GHz)				ND8(12.411GHz)									
シーエス・ワンテン		シー・ティ・ビー・エス	スカパー・エンターテイメント	シーエス映画放送	インタラクティブ			サテライト・サービス	インターローカルメディア	シーエス・ワンテン			SCサテライト放送		シーエス・ワンテン						
テレ朝チャンネル2 ニュース・情報・スポーツ 【HD】	テレ朝チャンネル1 ドラマ・バラエティ・アニメ 【HD】	TBSチャンネル1 【HD】	スカパー！プロモーション ザ・シネマ	チャンネルNECO	ヒストリーチャンネル	囲碁・将棋チャンネル	スカイ・A sports+	ディスカバー！チャンネル	アニマルプラネット	ホームドラマチャンネル	歌謡ポップスチャンネル	CNN-	MTV HD	シムジブチャンネル	日テレNEWS24	ミュージック・エニア	ディズニージニア	東映チャンネル	衛星劇場		
(16)	(16)	(16)	(12)	(6)	(4.8)	(6)	(3.2)	(16)	(7)	(7)	(6)	(6)	(6)	(16)	(16)	(8)	(6)	(6)	(6)	(6)	
ND10 (12.451GHz)				ND12 (12.491GHz)			ND14 (12.531GHz)			ND16 (12.571GHz)											
スカパー・エンターテイメント																					
スカチャン0	スカチャン1	スカチャン2	スカチャン3	キッズステーションHD	GAORA	MUSIC ON! TV (EMOオン！)HD	時代劇専門チャンネルHD	Super! Drama TV HD	ファミリー劇場HD	TAKKAR SAZUKEA	ビーエス・FOX ナショナルジオグラフィックチャンネル	AXN AXN	インタラクティブ	アニメシアターX (AT-X)	チャンネル銀河 歴史ドラマ・サスペンス 日本のおうた	BBCワールド ニュース					
【HD】	【HD】	(8)	(8)	【HD】	【HD】	【HD】	【HD】	【HD】	【HD】	【HD】	(12)	(6)	(6)	(10)	(8)	(6)					
ND18 (12.611GHz)			ND20 (12.651GHz)			ND22 (12.691GHz)				ND24 (12.731GHz)											
インタラクティブ			サテライト・サービス			スカパー・エンターテイメント		シー・ティ・ビー・エス		シーエス日本											
ゴルフネットワークHD	女性チャンネル LaLaTV(HD)	ムービープラスHD	フジテレビONE スポーツ・バラエティ	フジテレビTWO ドラマアニメ	フジテレビNEXT ライブ・プレミアム	FOX	スペースシャワーTV	カートウーン ネットワーク	QVC(キューワイワイ)	TBSチャンネル2	TBSニュースバード	日テレプラス	FOXムービープレミアム	旅チャンネル	100%ヒット！ スポーツシャワーTVプラス	日テレプラス					
【HD】	【HD】	【HD】	【HD】	【HD】	【HD】	(6)	(6)	(6)	(14)	(10)	(6)	【HD】	(6)	(6)	(6)	(14)					

放送番組数(平成27年3月1日現在)

HD21番組 SD33番組

合計54番組

(スロット数)

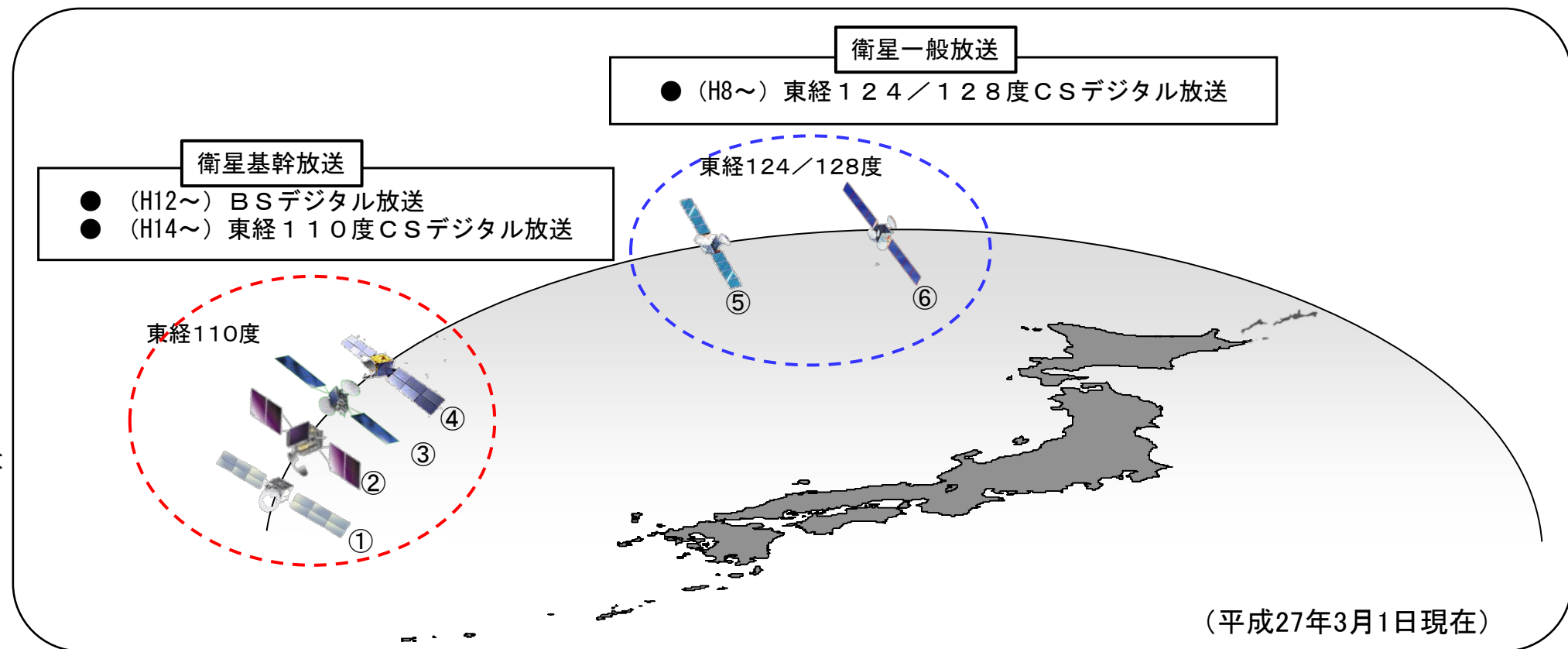
-10-

(スロット数)

(スロット数)

# 我が国の衛星放送に用いられている主な人工衛星

参考3



## 運用中の主な衛星

	衛星名	軌道位置	国際周波数割当上の位置づけ	放送種別	運用開始	管理会社
①	BSAT-3a	東経110度	放送衛星業務	衛星基幹放送	平成19年10月	(株)放送衛星システム
②	BSAT-3b	東経110度	放送衛星業務	衛星基幹放送	平成23年7月	(株)放送衛星システム
③	BSAT-3c /JCSAT-110R	東経110度	放送衛星業務 固定衛星業務 (宇宙から地球)	衛星基幹放送	平成23年9月	(株)放送衛星システム スカパーJSAT(株)
④	N-SAT-110	東経110度	固定衛星業務 (宇宙から地球)	衛星基幹放送	平成14年2月	スカパーJSAT(株)
⑤	JCSAT-4B	東経124度	固定衛星業務 (宇宙から地球)	衛星一般放送	平成24年8月	スカパーJSAT(株)
⑥	JCSAT-3A	東経128度	固定衛星業務 (宇宙から地球)	衛星一般放送	平成19年3月	スカパーJSAT(株)

○ 電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）抜粋

(免許の申請)

**第六条** 無線局の免許を受けようとする者は、申請書に、次に掲げる事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

一 目的（二以上の目的を有する無線局であつて、その目的に主たるものと従たるものの区別がある場合にあつては、その主従の区別を含む。）

二 開設を必要とする理由

三 通信の相手方及び通信事項

四 無線設備の設置場所（移動する無線局のうち、人工衛星の無線局（以下「人工衛星局」という。）についてはその人工衛星の軌道又は位置、人工衛星局、船舶の無線局、船舶地球局（電気通信業務を行うことを目的として船舶に開設する無線局であつて、人工衛星局の中継により無線通信を行うものをいう。以下同じ。）、航空機の無線局（人工衛星局の中継によつてのみ無線通信を行うものを除く。第四項において同じ。）及び航空機地球局（航空機に開設する無線局であつて、人工衛星局の中継によつてのみ無線通信を行うもの（実験等無線局及びアマチュア無線局を除く。）をいう。以下同じ。）以外のものについては移動範囲。第十八条を除き、以下同じ。）

五 電波の型式並びに希望する周波数の範囲及び空中線電力

六 希望する運用許容時間（運用することができる時間をいう。以下同じ。）

七 無線設備（第三十条及び第三十二条の規定により備え付けなければならない設備を含む。次項第三号、第十条第一項、第十二条、第十七条、第十八条、第二十四条の二第四項、第二十七条の十三第二項第七号、第三十八条の二第一項、第七十一条の五、第七十三条第一項ただし書、第三項及び第六項並びに第一百二条の十八第一項において同じ。）の工事設計及び工事落成の予定期日

八 運用開始の予定期日

九 他の無線局の第十四条第二項第二号の免許人又は第二十七条の二十三第一項の登録人（以下「免許人等」という。）との間で混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約を締結しているときは、その契約の内容

2 基幹放送局（基幹放送をする無線局をいい、当該基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をするものを含む。以下同じ。）の免許を受けようとする者は、前項の規定にかかわらず、申請書に、次に掲げる事項（自己の地上基幹放送

の業務に用いる無線局（以下「特定地上基幹放送局」という。）の免許を受けようとする者にあつては次に掲げる事項及び放送事項、地上基幹放送の業務を行うことについて放送法第九十三条第一項の規定により認定を受けようとする者の当該業務に用いられる無線局の免許を受けようとする者にあつては次に掲げる事項及び当該認定を受けようとする者の氏名又は名称）を記載した書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

一 目的

二 前項第二号から第九号まで（基幹放送のみをする無線局にあつては、第三号を除く。）に掲げる事項

三 無線設備の工事費及び無線局の運用費の支弁方法

四 事業計画及び事業収支見積

五 放送区域

六 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備（電気通信事業法第二条第二号の電気通信設備をいう。以下同じ。）の概要

### 3～8 略

（申請の審査）

**第七条** 総務大臣は、前条第一項の申請書を受理したときは、遅滞なくその申請が次の各号のいずれにも適合しているかどうかを審査しなければならない。

一 工事設計が第三章に定める技術基準に適合すること。

二 周波数の割当てが可能であること。

三 主たる目的及び従たる目的を有する無線局にあつては、その従たる目的の遂行がその主たる目的の遂行に支障を及ぼすおそれがないこと。

四 前三号に掲げるもののほか、総務省令で定める無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準に合致すること。

2 総務大臣は、前条第二項の申請書を受理したときは、遅滞なくその申請が次の各号に適合しているかどうかを審査しなければならない。

一 工事設計が第三章に定める技術基準に適合すること及び基幹放送の業務に用いられる電気通信設備が放送法第二百一十一条第一項の総務省令で定める技術基準に適合すること。

二 総務大臣が定める基幹放送用周波数使用計画（基幹放送局に使用させることのできる周波数及びその周波数の使用に関し必要な事項を定める計画をいう。以下同じ。）に基づき、周波数の割当てが可能であること。

三 当該業務を維持するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。



#### 四～六 略

七 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める基幹放送局の開設の根本的基準に合致すること。

#### 3～6 略

(予備免許)

**第八条** 総務大臣は、前条の規定により審査した結果、その申請が同条第一項各号又は第二項各号に適合していると認めるときは、申請者に対し、次に掲げる事項を指定して、無線局の予備免許を与える。

一 工事落成の期限

二 電波の型式及び周波数

三 呼出符号（標識符号を含む。）、呼出名称その他の総務省令で定める識別信号（以下「識別信号」という。）

四 空中線電力

五 運用許容時間

#### 2 略

(必要的諮問事項)

**第九十九条の十一** 総務大臣は、次に掲げる場合には、電波監理審議会に諮問しなければならない。

一～三 略

四 第四条の規定による免許（地上基幹放送をする無線局の再免許であるものに限る。）、第八条の規定による無線局の予備免許、第九条第一項の規定による工事設計変更の許可、同条第四項若しくは第十七条第一項の規定による無線局の目的、放送事項若しくは基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の変更の許可、第二十七条の五第一項の規定による包括免許、第二十七条の八第一項の規定による特定無線局の目的の変更の許可、第二十七条の十三第一項の規定による開設計画の認定、第三十九条の二第一項の規定による指定講習機関の指定、第四十六条第一項の規定による指定試験機関の指定、第七十一条第一項の規定による無線局の周波数等の指定の変更若しくは登録局の周波数等若しくは人工衛星局の無線設備の設置場所の変更の命令、第七十一条の三第一項の規定による指定周波数変更対策機関の指定、第一百二条の二第一項の規定による伝搬障害防止区域の指定、第一百二条の十七第一項の規定によるセンターの指定又は第一百二条の十八第一項の規定による指定較正機関の指定

五 略  
2 略

## ○ 基幹放送局の開設の根本的基準 (昭和二十五年電波監理委員会規則第二十一号) 抜粋

(国内放送を行う基幹放送局)

**第三条** 国内放送（地上基幹放送に限る。以下同じ。）を行う基幹放送局は、次の各号（受信障害対策中継放送を行う基幹放送局にあつては、第一号及び第二号）の条件を満たすほか、当該基幹放送局が特定地上基幹放送局の場合にあつては、電波法第七条第二項第四号ハの規定により、特定地上基幹放送局以外の地上基幹放送局の場合にあつては、当該地上基幹放送局を用いて地上基幹放送の業務を行おうとする者が、同項第五号の規定により、放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第九十一条第一項の基幹放送普及計画に適合することその他放送の普及及び健全な発達のために適切であることに適合しなければならない。

一 その局の免許を受けようとする者（以下「申請者」という。）が確実にその事業の計画を実施することができること。

二 申請者が設立中の法人であるときは、当該法人の設立が確実にであると認められるものであること。

三～六 略

2～4 略

(衛星基幹放送又は移動受信用地上基幹放送を行う基幹放送局)

**第三条の二** 衛星基幹放送又は移動受信用地上基幹放送を行う基幹放送局は、前条第一項第一号及び第二号の条件を満たすほか、衛星基幹放送を行う基幹放送局が衛星基幹放送試験局であるときは同項第六号（1）及び（2）の条件を満たし、移動受信用地上基幹放送を行う基幹放送局が電波法第二十七条の十二第一項に規定する特定基地局であるときはその局に係る開設指針の規定に基づくものでなければならない。

(基幹放送局の設置場所等)

**第五条** 基幹放送局の空中線装置は、航空の安全その他生命、財産の安全に支障を与えない場所に設置するものでなければならない。

(既設局等への妨害排除)

**第八条** 開設しようとする基幹放送局は、その局を開設することにより既設の無線局（予備免許を受けているものを含む。）若しくは法第五十六条第一項に規定す

る指定を受けている受信設備の運用又は電波の監視（総務大臣がその公示する場所において行なうものに限る。）に支障を与えないものでなければならない。

（基幹放送の普及）

**第九条** 開設しようとする基幹放送局は、第三条及び第六条から前条までに規定する条件を満たすほか、その局を開設することが放送の公正かつ能率的な普及に役立つものでなければならない。

## ○電波法関係審査基準（抜粋）

（平成13年1月訓令第67号）

（無線局の免許及び再免許並びに予備免許）

第3条 法第6条第1項又は第2項の申請書並びにそれに添付される免許規則に定める無線局事項書及び工事設計書を受理したときは、法第7条第1項又は第2項の規定に基づき、その申請が次の各号に適合しているかどうかを審査し、適合していると認められるときは、予備免許若しくは免許又は再免許を与える。ただし、電気通信業務用無線局(地上一般放送局(エリア放送を行うものに限る。以下この条において同じ。))を除く。以下この条において同じ。)又は基幹放送をする無線局に割り当てることができる周波数が不足する場合には、それぞれ、根本基準第9条又は放送局根本基準第10条の規定に基づき優先する無線局の申請者に予備免許又は再免許を与える。この場合において、一方の申請者が再免許の申請を行った者であるときは、他方の申請者は、当該再免許に係る無線局の免許の有効期間満了前3か月以上6か月を超えない期間に申請を行った者に限り、電気通信業務用無線局については根本基準第9条の規定に基づき優先する無線局を審査する際に、基幹放送をする無線局については放送局根本基準第10条の規定に基づき優先する基幹放送をする無線局を審査する際に、それぞれ再免許に係る電気通信業務又は基幹放送業務の継続の確保に配慮する。また、地上一般放送局の申請で、既に他の地上一般放送局に割り当てられている周波数を、当該地上一般放送局の免許の有効期間後に使用することを希望するものにあつては、当該地上一般放送局の免許の有効期間満了前3か月以上6か月を超えない期間に行われたものに限り審査の対象とする。

(1) 工事設計書に記載された事項は、次のアからコまでに適合するものであること。

ア 通信方式及び通信路数は、次の条件に適合するものであること。

(ア) 通信方式は、単向通信方式、単信方式、半複信方式又は同報通信方式であること。ただし、特に必要があると認められる場合は、複信方式とすることができる。

(イ) 特定の固定地点間の無線通信を行う無線局の通信路数は、通信内容及び必要とする通信需要量からみて繁忙時における呼損率との関係上必要最小限のものであること。

イ 有効通達距離又は最大測定距離、測定確度及び最小測定距離は、使用目的及び使用条件からみて適正なものであること。

ウ 送信装置は、次の条件に適合するものであること。

(ア) 定格出力は、電波の型式別の空中線電力の表示方法との関連及び終段素子の使用条件、その出力規格、出力特性、空中線電力の換算比等からみて、送信機の出力端子における値として適正なものであること。

(イ) 発射可能な電波の型式及び周波数の範囲は、希望する電波の型式及び周波数の範囲を含むものであること。

(ウ) 発振方式、周波数の安定方式及び通倍方法は、次のとおりであること。

A 発振方式及び周波数の安定方式は、外部の温度、湿度の変化及び機内温度の上昇並びに電源圧力の変動等に対して送信周波数を許容値内に維持できるものであること。

B 通倍方法は、変調及び不要発射等(スプリアス発射又は不要発射をいう。以下同じ。)の抑圧の側面からみて妥当な段数であり、通倍段間の結合方法は、その方式及び不要発射等の出力特性からみて高低調波を十分抑圧できるものであること。

(エ) 変調の方式、各段の通倍数、変調系統、緩衝増幅器の挿入箇所及び周波数の混合方法は、電波の質、使用目的及び使用条件からみて適正なものであること。

(オ) 人工衛星局及び地球局の最大電力密度及び空中線電力低下の方法は、使用目的及び使用条件からみて適正なものであること。

(カ) 高周波濾波器は、基本波に対する挿入損失が少なく、かつ、不要発射等の強度

を規定値以下に抑圧できるものであること。

(キ) 特定の固定地点間の無線通信を行う無線局の通信路容量は、必要な通信路数を収容できるものであること。

(ク) その他の装置は、その機能及び方式が当該無線局の電波の型式、空中線電力及び使用する周波数帯からみて適正なものであること。

(ケ) 予備の送信装置は、当該無線局の開設目的、事業又は業務の遂行上からみて適正なものであること。

エ 受信装置は、受信可能な電波の型式及び周波数の範囲が、使用目的及び使用条件からみて適正なものであること。

オ 電源設備は、次の条件に適合するものであること。

(ア) 電源設備は、できる限り予備電源装置又は予備の購入電力線を有しているものであり、かつ、非常災害に対し安全な場所に設けられているものであること。

(イ) 受電端又は発電機から送信装置までの電源系統は、機器の所要電力、負荷変動、分岐される系統の負荷の種類、自動電圧調整器の挿入箇所等からみて必要な電力を安定的に供給できるものであること。

(ウ) 一般的に予想される電圧変動率の範囲内において、送信電波の周波数、占有周波数帯幅若しくは空中線電力又は不要発射等の変動が許容偏差又は許容値内に維持できるものであること。

カ 空中線系は、次の条件に適合するものであること。

(ア) 空中線の形状、指向特性、利得等は、希望する周波数、通信方式、回線経路、回線系統、プロフィール及びサービスエリア等からみて適正なものであること。

(イ) 空中線の地上高は、空中線電力、必要なサービスエリア等との関連において、できる限り低いものであること。ただし、890MHz以上の電波を使用する特定の固定地点間の無線通信を行う無線局の空中線の地上高は、原則として当該電波伝搬路の状況を考慮して既設又は建築について計画中(施工中を含む。)の高層建築物等により電波の伝搬障害を生じるおそれがないと見込まれる適正な高さであること。

(ウ) 空中線の回転速度及び水平面又は垂直面の主輻射の角度の幅は、使用目的及び使用条件からみて適正なものであること。

(エ) 基幹放送局の送信空中線の指向特性は、送信機出力の電力分配、空中線の諸元等を総合的に検討し、放送しようとする地区において必要な電界強度又は電力束密度を生じさせるのに妥当なものであり、かつ、その地区における主要な区域に対しては、有効な受信が確保されるよう考慮されているものであること。

(オ) 同一構内等至近距離に2以上の空中線が設置される場合は、十分その必要が認められるものであり、かつ、相互の混信妨害の度合いが十分小さいものであること。

(カ) 給電線、導波管、濾波器、共用器、給電線切替器等は、挿入箇所が適正であって挿入損失が少ないものであること。

(キ) 給電線は、送信空中線の特性インピーダンス、送信機出力インピーダンス、希望する周波数等からみて能率的であること。また、空中線系の整合は、できる限り完全であること。

(ク) 地球局のうち空中線系に追尾機能を有するものは、その方式等が使用目的及び使用条件からみて適正なものであること。

(ケ) 空中線柱は、次のとおりであること。

A 空中線柱の強度は、自重(支線による張力を含む。)、空中線、機器等の重量並びに風圧及び被氷等による加重に十分耐えることができるものであること。

B 放物面鏡等の指向性のせん鋭な空中線を使用する場合の空中線柱は、振動によって通信の疎通に影響を与えない構造のものであること。

キ 特定の固定地点間の無線通信を行う無線局に使用する無給電中継装置は、次の条件に適合するものであること。

- (ア) 原則として、多値化した変調方式を採用した通信方式等においては、無給電中継装置を使用しないものであること。
- また、大都市その他無線局の集中する地域においては、原則として無給電中継装置又は直接中継装置を使用しないものであること。
- (イ) できる限り回線経路の中央を避け、いずれかの無線局に近い場所に設置するものであること。
- (ウ) 回線経路、プロフィールとの関連上必要な利得が得られるものであること。
- (エ) 1枚反射板の場合の入射角はできる限り狭いものであり、入射角が60度を超える場合はできる限り2枚反射板であること。
- (オ) 無給電中継装置の強度は、自重、風圧、被氷等による加重に十分耐えることができるものであること。
- ク 附属装置の種類、型式、規格等は、当該無線局の使用目的及び使用条件からみて適正なものであること。
- ケ 主調整装置が放送対象地域外に設置される基幹放送局の場合にあつては、当該装置に対する免許人の責務及び管理体制が明確であり、災害に関する放送を実施できる機能が十分確保されているものであること。
- コ 送信機、受信機、電源設備等の機器配置は、相互干渉、環境条件、保守の難易、危険防止等について十分考慮されているものであること。
- (2) 周波数の割当可能性は、次のアからエまでに適合するもの(特定基地局にあつては、法第27条の13第4項の規定に基づき指定された周波数の範囲内であり、他の無線局に混信を与えないもの)であること。この場合において、他の無線局の免許人等(法第6条第1項第9号に規定する免許人等をいう。以下同じ。)との間で混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約が締結されている場合は当該契約の内容を、法第27条の12第2項第5号に規定する終了促進措置が行われる場合は当該措置の実施状況を、それぞれ考慮すること。
- ア 周波数は、周波数割当計画(平成24年総務省告示第471号)に適合するものであり、他の無線局に混信を与えないものであること。
- イ 周波数の数は、基幹放送局を除き、当該申請者の開設する他の無線局の使用周波数、構成しようとする通信系統、必要と認められる通信量、当該無線局の地理的条件等からみて、当該無線局の目的を達成するため必要最小限のものであること。
- ウ 基幹放送局の周波数については、基幹放送用周波数使用計画(昭和63年郵政省告示第661号)に基づき割当てが可能であること。
- エ 地方委任局については、別表1の区分に基づき周波数の割当てが可能であること。ただし、総合通信局長(沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。)が地域周波数利用計画を策定した場合は、これによることができる。
- (3) 無線局事項書に記載された事項は、次のアからクまでに適合するものであること。
- ア 無線局の目的、免許の主体及び開設の理由は、別表2の区分に適合するものであること。また、特定基地局にあつては、この規定にかかわらず、無線局の目的が電気通信業務用又は移動受信用地上基幹放送用であり、免許の主体が当該特定基地局に係る認定開設者であること。
- イ 公共業務用無線局(根本基準第4条に規定する無線局をいう。以下同じ。)の範囲並びに公共業務用無線局及びその他の一般無線局(根本基準第8条に規定するその他の一般無線局をいう。以下同じ。)の開設申請に対する電気通信業務用電気通信施設利用の基準は、別添1のとおりとする。
- ウ 通信の相手方及び通信事項又は放送事項及び放送区域は、無線局の目的及び開設を必要とする理由に照らし適正なものであること。ただし、特定基地局にあつては、この規定にかかわらず、通信の相手方及び通信事項又は放送事項及び放送区域が当該特定基地局に係る認定計画に照らし適正なものであること。

- エ 無線設備の工事落成の予定期日は、原則として予備免許の日から6か月以内であること。ただし、基幹放送局の無線設備の工事落成の予定期日は、原則として予備免許の日から1年以内であること。
- オ 希望する運用許容時間は、その事業又は業務の遂行に必要な時間であること。
- カ 無線設備の設置場所は、次の条件に適合するものであること。
- (ア) 設置場所に係る土地及び建物は、予備免許又は免許を受けた後において使用できる十分な見通しがあること。
  - (イ) 他の無線局に対し当該無線局の与える混信妨害又は当該無線局が他の無線局が受ける混信妨害の度合いが十分小さいものであること。
  - (ウ) 特定の固定地点間の無線通信を行う無線局は、回線構成の可能な範囲において、できる限り海拔高の低い地点であること。ただし、特に山頂等の高所を希望する場合は、回線経路、回線系統、プロファイル、置局上の立地条件、他の候補地との利害損失等からみて、十分その必要性が認められるものであること。
  - (エ) 890MHz以上の電波を使用する特定の固定地点間の無線通信を行う無線局は、次のとおりであること。
    - A 原則として回線経路及びプロファイルからみて、地球の等価半径係数Kが0.8まで変化しても、第1フレネルゾーンのクリアランスが可能なものであること。
    - B 回線経路及びプロファイルからみて、その電波伝搬路の地上投影面に建築物等が建築された場合においても、正常な伝搬路が確保され、かつ、近傍反射による伝搬障害を受けない見込みのものであること。
    - C 回線経路からみて反射係数が大きいと認められる場合は、そのプロファイルからみて適当なシールド・リッジにより反射波が切られているものであること。ただし、干渉性フェージングの影響を軽減するための無線設備を有する場合は、この限りでない。
  - (オ) 使用周波数、伝送方式、回線経路、プロファイル等からみて、回線構成が適当と認められるものであること。
  - (カ) 移動する無線局の移動範囲は、無線局の目的及び開設を必要とする理由に照らして必要な範囲であること。
  - (キ) 基幹放送局の送信空中線の位置は、山、高層建築物等により、放送の受信者側にゴーストあるいはマルチパスを生ずるおそれが極力ない場所であること。
- キ 対地静止衛星に開設する電気通信業務用無線局(本邦外の場所相互間の通信を媒介する業務を併せ行うものに限る。)が本邦外の場所相互間の通信に使用する周波数帯域は、使用可能な周波数帯域の20%以下であること。
- ク 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備は以下を満たすものであること。
- (ア) 特定地上基幹放送局の場合
    - A 放送法(昭和25年法律第132号)第111条第2項第1号及び第121条第2項第1号の規定による設備の損壊又は故障に対する措置については、放送法関係審査基準(平成23年総務省訓令第30号)別添1に掲げる対策が講じられていること。
    - B 放送法第111条第2項第2号及び第121条第2項第2号の規定による基幹放送の品質に対する措置は、放送法関係審査基準別添2に掲げる送信の標準方式に適合するものであること。
  - (イ) 特定地上基幹放送局以外の基幹放送局の場合
    - A 放送法第121条第2項第1号の規定による設備の損壊又は故障に対する措置については、放送法関係審査基準別添1に掲げる対策が講じられていること。
    - B 放送法第121条第2項第2号の規定による基幹放送の品質に対する措置は、放送法関係審査基準別添2に掲げる送信の標準方式に適合するものであること。
- (4) 自営固定通信システムと公衆網との接続に係る基本的要件は、電気通信事業者が電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第70条第1項に基づき、当該接続の請求を拒否して



いるものでないこと。

- (5) 法第56条第1項に基づき総務大臣が指定する受信設備の運用に支障を与えないものであること。必要な審査は別添2「無線局の免許申請等に対する電波天文業務の用に供する受信設備の保護のための審査等」によること。
- (6) 無人運用の無線局等に対する無線従事者の選任については、別添3「無人運用の無線局等の無線従事者の選任について」によることができること。
- (7) 主任無線従事者の選任については、別添4「主任無線従事者の監督の要素」を満足するものであること。
- (8) 基幹放送局の業務を維持するに足る経理的基礎は、次のア及びイに適合するものであること。
  - ア 法第6条第2項第3号に規定する無線設備の工事費については、当該基幹放送局を開設するために必要とする適正な工事費として計上されていること。  
また、無線設備の工事費の支弁方法並びに無線局の運用費及びその支弁方法については、事業計画の該当事項及び事業収支見積りの中において適正に計上されていること。
  - イ 法第6条第2項第4号に規定する事業計画及び事業収支見積りについては、その記載内容が当該地区における諸般の状況等から判断して、客観的に適切な内容のものであり、希望する免許の有効期間において確実にその事業の計画を実施することができるものであること。特に、事業収支見積りにおいて収入が減少傾向にある場合は、事業収支見積りの裏付けとなる費用削減方策が具体的、かつ、適切に記載されていること。
- (9) 基幹放送局の業務を維持するに足る技術的能力は、次のア及びイに適合するものであること。
  - ア 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備を、放送法第121条第1項(特定地上基幹放送局を用いて行う地上基幹放送にあつては、同法第111条第1項及び第121条第1項)の技術基準に適合するように維持するための運用・保守等(以下「設備維持業務」という。)の業務を確実に実施するため、適正に要員を配置することや緊急時の連絡体制が整備されていること。
  - イ 設備維持業務に従事する者が業務を確実に実施することができる実務経験等の能力を有していること。
- (10) ～(15) 略

○総務省訓令第44号

平成26年度に申請を受け付ける東経110度CS放送に係る衛星基幹放送局に関する免許方針を次のとおり定める。

平成26年10月16日

総務大臣 山本 早苗

平成26年度に申請を受け付ける東経110度CS放送に係る衛星基幹放送局に関する免許方針

(目的)

第1条 平成26年10月28日から同年11月28日まで申請を受け付ける放送衛星業務用の周波数以外の周波数(11.7GHzから12.2GHzまでの放送衛星業務に使用される周波数を使用して行われる衛星基幹放送以外の衛星基幹放送に使用される周波数をいう。以下同じ。)を使用する衛星基幹放送(第3条において「平成26年度に申請を受け付ける東経110度CS放送」という。)に係る衛星基幹放送局の免許を付与するに当たっては、電波法関係審査基準(平成13年総務省訓令第67号)の規定によるほか、この訓令に定めるところによるものとする。

(申請を受け付ける無線局)

第2条 申請を受け付ける無線局は、放送衛星業務用の周波数以外の周波数を使用する衛星基幹放送(超短波放送、標準テレビジョン放送、高精細度テレビジョン放送及びデータ放送に限る。)を行う基幹放送局(衛星基幹放送試験局を除く。)とする。

2 前項の無線局の工事落成の期限は、平成28年12月31日までとする。

(審査事項)

第3条 平成26年度に申請を受け付ける東経110度CS放送に係る衛星基幹放送局の免許においては、電波法関係審査基準第3条の規定によるほか、次に掲げる事項について審査することとする。

(1) 衛星調達方法等

ア 2016年から新たに調達する衛星の設計寿命までの間の衛星の使用に係る計画が適正かつ明確に定められていること。

イ 高い信頼性を有する衛星を調達するものであり、その調達方法が適正であること。

ウ 新たに調達する衛星は13年以上の設計寿命を有するものであること。

エ 衛星の打上げの失敗又は遅延の場合における衛星確保のための対応の方法

(ア) 衛星の打上げが失敗した場合には、放送の継続及び開始に支障のないようできる限り早期に代替衛星を打ち上げる計画を有していること。

(イ) 衛星の打上げ遅延に対する対応策が適正かつ明確に定められていること。

オ 近接する、又は同一軌道上の他の人工衛星との関係において、安全な軌道位置を確保するものであること。

(2) 基幹放送事業者への情報開示

次に掲げる事項について、基幹放送事業者への情報開示方法を具体的に定め、基幹放送事業者へ情報開示を行うものであること。

ア 衛星の仕様

イ 衛星障害時のデータの内容

(ア) 障害の部位・原因特定のためのデータとして開示する内容

(イ) 障害対策として実施する措置として開示する内容

ウ その他基幹放送事業者が放送するに当たって必要となる情報に関する事項として開示する内容

(3) 基幹放送事業者の負担額

ア 基幹放送事業者に負担させることとなる料金の見込み額が明確に定められていること。

イ アの料金の見込み額が、新たに調達する衛星の設計寿命までの間に発生することとなる諸費用等に照らし適正であること。

ウ 他の事業分野との間で不当な内部相互補助が行われるものでないこと。

エ 新たに調達する衛星の設計寿命までの間において基幹放送事業者に負担させることとなる料金を値上げする可能性がある場合にあっては、その想定される事由及び値上げ幅が明確に定められていること。

(4) 基幹放送事業者の意向の聴取

当該衛星の運用開始以後において、基幹放送事業者の意向（基幹放送事業者間の公平性を損なうことになるものを除く。）を聴取するための方法が適正かつ明確に定められていること。

(比較審査)

第4条 申請が2以上提出され、割り当てることのできる周波数が不足する場合には、基幹放送局の開設の根本的基準（昭和25年電波監理委員会規則第21号）第10条第1項の規定に基づき、当該申請につき、比較審査を行う。当該比較審査に当たっては、同規則への適合の度合いを評価するために、前条に掲げる事項について審査するものとする。

附 則

この訓令は、平成26年10月28日から施行する。

平成 27 年 3 月 11 日

日本放送協会所属の中波放送を行う基幹放送局の電気通信設備  
の変更の許可について  
(平成 27 年 3 月 11 日 諮問第 9 号)

[中波放送を行う基幹放送局（特定地上基幹放送局）の予備送信所の設置]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(夏賀課長補佐、太田係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省情報流通行政局放送技術課

(向井課長補佐、長澤係長)

電話：03-5253-5786

総務省情報流通行政局地上放送課

(茅野課長補佐、榊原係長)

電話：03-5253-5793

## 日本放送協会所属の中波放送を行う基幹放送局の 電気通信設備の変更の許可について

### 1. 変更概要

日本放送協会は、NHK大阪第1放送局（以下、「大阪R1」という。）の24時間運用を行っている。

このため、大阪R1の保守点検時においても24時間放送を継続することを可能とするため、NHK大阪第2放送局の送信機等を大阪R1の第2予備装置（放送法施行規則第104条の電気通信設備）として使用することを希望している。

### 2. 安全・信頼性の確保のための措置概要

放送法施行規則に規定に基づき審査を実施。

#### (1) 放送局の送信設備

「予備機器等（第104条）」

これまで、送信機の故障等の場合に備え、空中線電力10kWの第一予備送信機を設置していたところ。今般、更なる安全・信頼性の確保のため、保守点検等の最中にも放送が継続できるよう、大阪第2放送局の送信機等を用いて、空中線電力90kWの第二予備送信機を設置。

これにより、大阪R1の24時間放送を確保し、かつ、安全・信頼性のより一層の向上に寄与するものと認められる。

#### (2) 番組送出設備

措置内容に特段の変更はない。

#### (3) 中継回線設備

措置内容に特段の変更はない。

平成 27 年 3 月 11 日

日本放送協会に対する平成 27 年度国際放送等  
実施要請について  
(平成 27 年 3 月 11 日 諮問第 10 号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(夏賀課長補佐、太田係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省情報流通行政局衛星・地域放送課国際放送推進室

(佐藤課長補佐、岡田係長)

電話：03-5253-5798

## 日本放送協会に対する平成27年度国際放送等実施要請について

### I 要請放送制度

#### 1 目的

NHKに国際放送等を行うことを要請することにより、我が国の文化、産業等の事情を海外へ紹介し、我が国に対する正しい認識を培うことによって、国際親善の増進及び外国との経済交流の発展等を図るとともに、在外邦人に対して必要な情報を提供する。

#### 2 概要

- (1) 総務大臣は、NHKに対し、放送区域、放送事項その他必要な事項を指定して国際放送等を行うことを要請することができる。

##### ○放送法

(国際放送の実施の要請等)

第65条 総務大臣は、協会に対し、放送区域、放送事項（邦人の生命、身体及び財産の保護に係る事項、国の重要な政策に係る事項、国の文化、伝統及び社会経済に係る重要事項その他の国の重要事項に係るものに限る。）その他必要な事項を指定して国際放送又は協会国際衛星放送を行うことを要請することができる。

2 総務大臣は、前項の要請をする場合には、協会の放送番組の編集の自由に配慮しなければならない。

3 協会は、総務大臣から第1項の要請があつたときは、これに応じるよう努めるものとする。

4・5 (略)

- (2) 放送法第67条の規定に基づき、要請放送実施に要する費用は、国として予算計上。平成27年度は、ラジオ約9.6億円、テレビ約25.8億円（前年度比約0.9億円増）、計約35.4億円。

#### 3 これまでの取組

- (1) 国際放送は昭和26年度以降、また、協会国際衛星放送は平成19年度以降、それぞれ毎年度、要請等を実施。
- (2) NHKは、現在、放送法第20条第1項第4号、5号に基づき行う自主放送と一体として、要請放送を実施。

## II 実施要請の内容

### 1 ラジオ国際放送

次の事項を指定して、ラジオ放送による邦人向け及び外国人向け国際放送の実施を要請する。  
(平成26年度の要請と同旨。)

#### 1 放送事項

(1) 放送事項は、次の事項に係る報道及び解説とする。

- ア 邦人の生命、身体及び財産の保護に係る事項
- イ 国の重要な政策に係る事項
- ウ 国の文化、伝統及び社会経済に係る重要事項
- エ その他国の重要事項

(2) 上記事項の放送に当たっては、北朝鮮による日本人拉致問題に特に留意すること。

#### 2 放送区域

中米、南米、中東・北アフリカ、アフリカ、極東ロシア、アジア大陸（北部）、アジア大陸（中部）、アジア大陸（南部）、東アジア、朝鮮、東南アジア、フィリピン・インドネシア、南西アジア及び豪州・ニュージーランド

#### 3 その他必要な事項

(1) 放送効果の向上を図るため、放送法第20条第1項第4号の規定に基づき実施する業務と一体として行うこと。

(2) 各放送区域への送信は、八俣送信所又は海外中継局から実施すること。

(3) 送信空中線電力は、各放送区域における受信状況を考慮して決定すること。

(4) 放送時間は、各放送区域における受信者数、受信者の要望等を考慮して決定すること。

(5) 用いる言語は、日本語、中国語又は朝鮮語とすること。

(6) 放送の内容等についての十分な周知を行い、受信者の便宜を図るとともに、受信者の増加に努めること。

(7) この要請に応じて行う業務について、別に示すところにより、放送法施行令第7条第1号ホに規定する資料を提出すること。

#### 4 国の費用負担等

(1) この要請に応じて行う業務に要する費用の金額は、当該業務の実施期間に係る予算（平成27年度予算）において示される金額※を超えない範囲内とすること。当該金額は、費用の交付に関する手続と併せ、別に示すものとする。

(2) この要請に応じて行う業務の実施期間は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までとし、期間を分けて要請を行う場合は、それぞれ該当する期間を指定するものとする。

※ 平成27年度予算が原案どおり成立した場合は約9.6億円。



## 2 テレビ国際放送

次の事項を指定して、テレビジョン放送による外国人向け協会国際衛星放送の実施を要請する。  
(平成26年度の要請からの主な変更は下線部分。)

### 1 放送事項

放送事項は、次の事項に係る報道及び解説とする。

- (1) 邦人の生命、身体及び財産の保護に係る事項
- (2) 国の重要な政策に係る事項
- (3) 国の文化、伝統及び社会経済に係る重要事項
- (4) その他国の重要事項

### 2 放送区域

北米、中南米、欧州、中東、アフリカ、アジア及び大洋州

### 3 その他必要な事項

- (1) 放送効果の向上を図るため、放送法第20条第1項第5号の規定に基づき実施する業務と一体として行うこと。
- (2) 放送時間は、各放送区域における受信者数、受信者の要望等を考慮して決定すること。
- (3) 用いる言語は、英語とすること。他の言語を併せ用いることができる。また、英語以外の外国語による放送の取組を試行的に行うなど、多言語化に向けて、必要な取組を進めること。
- (4) 国内外において、放送の内容等についての十分な周知広報を行うとともに、現地の視聴実態を踏まえた受信環境の一層の整備・改善、放送番組の充実を図るなど、認知度の向上及び受信者の増加に努めること。また、より効果的な普及に資するよう、認知度や放送効果についての調査を行うこと。特に、平成32年開催の東京オリンピック・パラリンピックに向けてこれらの取組の一層の推進に努めること。
- (5) この要請に応じて行う業務について、別に示すところにより、放送法施行令第7条第1号ホに規定する資料を提出すること。

### 4 国の費用負担等

- (1) この要請に応じて行う業務に要する費用の金額は、当該業務の実施期間に係る予算（平成27年度予算（平成26年度補正予算を含む。）※1）において示される金額※2を超えない範囲内とすること。当該金額は、費用の交付に関する手続と併せ、別に示すものとする。
- (2) この要請に応じて行う業務の実施期間は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までとし、期間を分けて要請を行う場合は、それぞれ該当する期間を指定するものとする。

※1 平成26年度補正予算が繰り越された場合に記載。

※2 平成27年度予算が原案どおり成立した場合は約25.8億円。このほかに、平成26年度補正予算が繰り越された場合は、当該繰越額。

以上

# 日本放送協会に対する平成27年度国際放送等実施要請について

(参考資料)

国際放送関係資料		
国際放送の現状	-----	1
国際放送の実施(平成27年度予算案)	-----	3
総務省交付金額とNHK国際放送関係費の推移	-----	4
テレビ国際放送の実施要請書の比較表	-----	5
過去の要請書		
平成26年度ラジオ国際放送実施要請書	-----	6
平成26年度テレビ国際放送実施要請書	-----	8
平成26年度テレビ国際放送実施要請書(変更)	-----	10
関係法令		
放送法参照条文	-----	11

平成27年3月11日

情報流通行政局 衛星・地域放送課 国際放送推進室

# 国際放送の現状

## 1 ラジオ国際放送

(1) 放送時間 1日延べ58時間40分

(2) 放送区域 15区域

(欧州、中米、南米、中東・北アフリカ、アフリカ、極東ロシア、アジア大陸(北部)、アジア大陸(中部)、アジア大陸(南部)、東アジア、朝鮮、東南アジア、フィリピン・インドネシア、南西アジア、豪州・ニュージーランド)

(3) 使用言語 18言語

(日本語、英語、中国語、ロシア語、朝鮮語(ハングル)、インドネシア語、フランス語、スペイン語、タイ語、ベトナム語、ビルマ語、ヒンディー語、ウルドゥー語、ベンガル語、ペルシャ語、ポルトガル語、アラビア語、スワヒリ語)

(4) 送信施設 国内送信所1か所(八俣送信所)、海外中継局20か所



(⑦と⑲は同じ)

## 2 テレビ国際放送

(1) 放送時間 外国人向け：1日23.5時間程度(株式会社日本国際放送の独自放送を含めて24時間)

邦人向け：1日5時間程度

(2) 放送区域 外国人向け：インテルサット19、20、21衛星及び地域衛星にて、北米、中南米、欧州、中東、アフリカ、アジア及び大洋州で受信可能。

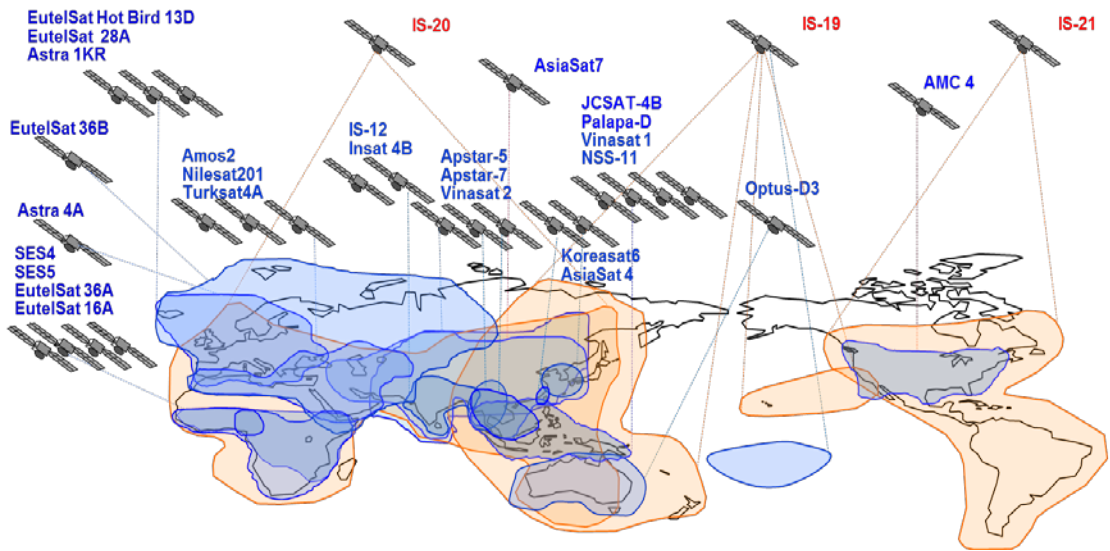
邦人向け：インテルサット19、20、21衛星及び地域衛星にて、北米、中南米、欧州、中東、アフリカ、アジア及び大洋州で受信可能。

(3) 使用言語 2言語(日本語、英語)

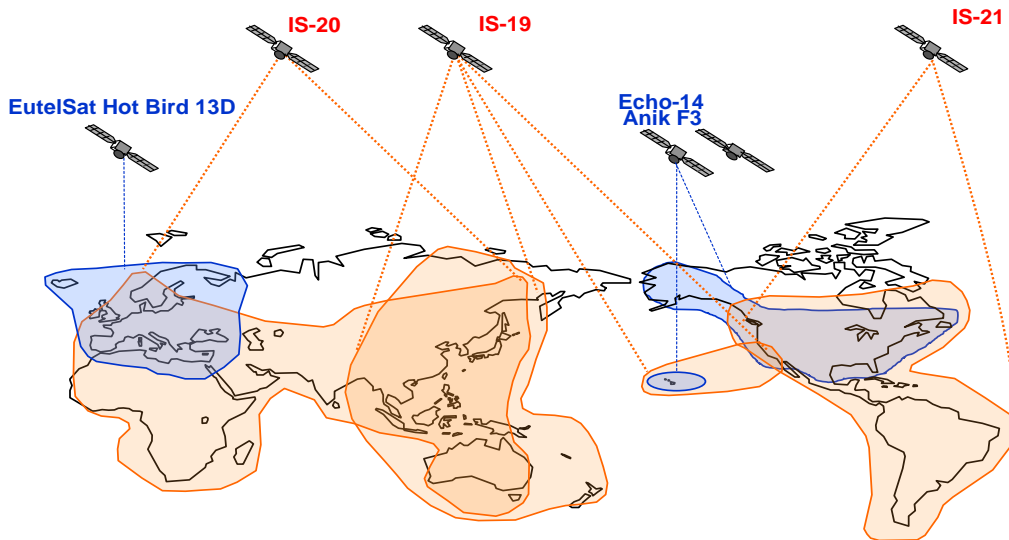
(4) 送信衛星 外国衛星31基

(5) 受信方法 受信機及びアンテナを用いた直接受信のほか、CATVやホテルなどでも視聴が可能。

<外国人向け>



<邦人向け>



- 直径2. 5~6メートルのアンテナで受信可能（主に事業者向け）
- それぞれの地域の実情に即した受信方法で受信可能（主に一般家庭向け）

# 国際放送の実施（平成27年度予算案）

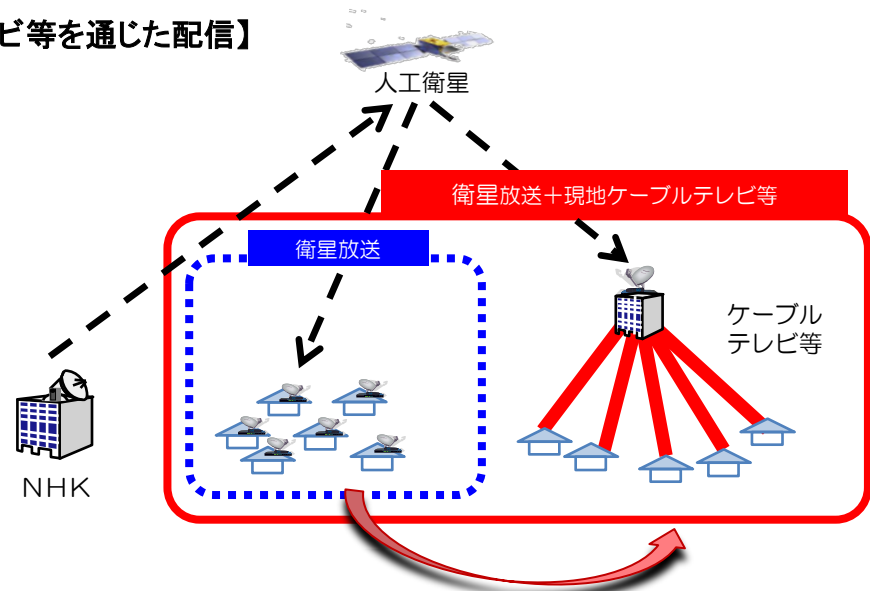
## 施策概要

- 放送法の規定に基づき、NHKに国際放送を行うことを要請することにより、我が国の文化、産業等の事情を海外へ紹介し、我が国に対する正しい認識を培うことによって、国際親善の増進及び外国との経済交流の発展等を促進する。
- 特に、テレビ国際放送の充実を図るため、これまでの衛星放送を中心とした配信に加え、現地の視聴実態に合わせて、ケーブルテレビ等を通じた配信を推進する。

**H27予算(案)**  
**35.4億円**  
(0.9億円増額)

- NHKのテレビ国際放送の要請放送交付金として交付(放送法第65条第1項・第67条第1項)

【現地ケーブルテレビ等を通じた配信】



あらゆる配信手段を通じて、テレビ国際放送の視聴環境を整備

# 総務省交付金額とNHK国際放送関係費の推移

(単位:億円)

年度	総務省 交付金額		NHK国際放送関係費
	ラジオ国際放送	テレビ国際放送	
17	22.7	—	111
18	22.6	—	110
19	21.6	3.0	120
20	18.1	15.2	150
21	10.5	24.5	167
22	9.5	24.5	175
23	9.5	24.5	176
24	9.5	24.5	188
25	9.5	24.8	205
25補正	—	5.0	—
26	9.6	24.9	214
26補正	—	3.9	—
27(案)	9.6	25.8	279

※ 平成25年度までは決算額、平成25年度補正、平成26年度及び平成26年度補正は予算額、平成27年度は予算案。

※ NHK国際放送関係費については切り捨て、総務省交付金額については四捨五入。

※ 平成25年度決算額には平成25年度補正予算の交付金(5億円)の一部が含まれている。

※ NHK国際放送関係費については、平成23年度までは税込金額であるが、平成24年度からは税抜金額となっている。

# テレビ国際放送の実施要請書の比較表

平成27年度（案）	平成26年度
<p>放送法(昭和25年法律第132号)第65条第1項の規定に基づき、次の事項を指定して、テレビジョン放送による外国人向け協会国際衛星放送の実施を要請する。</p>	(同左)
<p>1 放送事項 放送事項は、次の事項に係る報道及び解説とする。</p> <p>(1) 邦人の生命、身体及び財産の保護に係る事項 (2) 国の重要な政策に係る事項 (3) 国の文化、伝統及び社会経済に係る重要事項 (4) その他国の重要事項</p>	(同左)
<p>2 放送区域 北米、中南米、欧州、中東、アフリカ、アジア及び大洋州</p>	(同左)
<p>3 その他必要な事項</p>	
<p>(1) 放送効果の向上を図るため、放送法第20条第1項第5号の規定に基づき実施する業務と一体として行うこと。</p>	(同左)
<p>(2) 放送時間は、各放送区域における受信者数、受信者の要望等を考慮して決定すること。</p>	(同左)
<p>(3) 用いる言語は、英語とすること。<b>他の言語を併せ用いることができる。また、英語以外の外国語による放送の取組を試行的に行うなど、多言語化に向けて、必要な取組を進めること。</b></p>	(3) 用いる言語は、英語とすること。 <u>ただし、他の言語を併せ用いることを妨げない。</u>
<p>(4) <b>国内外において、</b>放送の内容等についての十分な周知広報を行うとともに、<b>現地の視聴実態を踏まえた</b>受信環境の一層の整備・改善、放送番組の充実を図るなど、認知度の向上及び受信者の増加に努めること。また、より効果的な普及に資するよう、認知度や放送効果についての調査を行うこと。特に、平成32年開催の東京オリンピック・パラリンピックに向けてこれらの取組の一層の推進に努めること。</p>	(4) 放送の内容等についての十分な周知広報を行うとともに、受信環境の一層の整備・改善、放送番組の充実を図るなど、認知度の向上及び受信者の増加に努めること。また、より効果的な普及に資するよう、認知度や放送効果についての調査を行うこと。特に、平成32年開催の東京オリンピック・パラリンピックに向けてこれらの取組の一層の推進に努めること。
<p>(5) この要請に応じて行う業務について、別に示すところにより、放送法施行令(昭和25年政令第163号)第7条第1号ホに規定する資料を提出すること。</p>	(同左)
<p>4 国の費用負担等</p>	(同左)
<p>(1) この要請に応じて行う業務に要する費用の金額は、当該業務の実施期間に係る予算(平成27年度予算(平成26年度補正予算を含む。))において示される金額を超えない範囲内とすること。当該金額は、費用の交付に関する手続と併せ、別に示すものとする。</p>	(1) この要請に応じて行う業務に要する費用の金額は、当該業務の実施期間に係る予算(平成26年度予算(平成25年度補正予算を含む。))において示される金額を超えない範囲内とすること。当該金額は、費用の交付に関する手続と併せ、別に示すものとする。
<p>(2) この要請に応じて行う業務の実施期間は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までとし、期間を分けて要請を行う場合は、それぞれ該当する期間を指定するものとする。</p>	(2) この要請に応じて行う業務の実施期間は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までとする。





総情国第12号-1

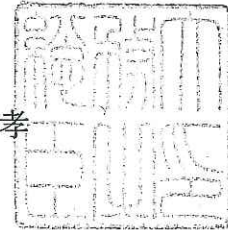
平成26年4月1日

日本放送協会

会長 靱井 勝人 殿

総務大臣

新藤 義孝



平成26年度におけるラジオ国際放送の実施について（要請）

放送法（昭和25年法律第132号）第65条第1項の規定に基づき、次の事項を指定して、ラジオ放送による邦人向け及び外国人向け国際放送の実施を要請する。

1 放送事項

(1) 放送事項は、次の事項に係る報道及び解説とする。

- ア 邦人の生命、身体及び財産の保護に係る事項
- イ 国の重要な政策に係る事項
- ウ 国の文化、伝統及び社会経済に係る重要事項
- エ その他国の重要事項

(2) 上記事項の放送に当たっては、北朝鮮による日本人拉致問題に特に留意すること。

2 放送区域

中米、南米、中東・北アフリカ、アフリカ、極東ロシア、アジア大陸（北部）、アジア大陸（中部）、アジア大陸（南部）、東アジア、朝鮮、東南アジア、フィリピン・インドネシア、南西アジア及び豪州・ニュージーランド



### 3 その他必要な事項

- (1) 放送効果の向上を図るため、放送法第20条第1項第4号の規定に基づき実施する業務と一体として行うこと。
- (2) 各放送区域への送信は、八俣送信所又は海外中継局から実施すること。
- (3) 送信空中線電力は、各放送区域における受信状況を考慮して決定すること。
- (4) 放送時間は、各放送区域における受信者数、受信者の要望等を考慮して決定すること。
- (5) 用いる言語は、日本語、中国語又は朝鮮語とすること。
- (6) 放送の内容等についての十分な周知を行い、受信者の便宜を図るとともに、受信者の増加に努めること。
- (7) この要請に応じて行う業務について、別に示すところにより、放送法施行令（昭和25年政令第163号）第7条第1号ホに規定する資料を提出すること。

### 4 国の費用負担等

- (1) この要請に応じて行う業務に要する費用の金額は、当該業務の実施期間に係る予算（平成26年度予算）において示される金額を超えない範囲内とすること。当該金額は、費用の交付に関する手続と併せ、別に示すものとする。
- (2) この要請に応じて行う業務の実施期間は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までとする。

以上



総情国第12号-2

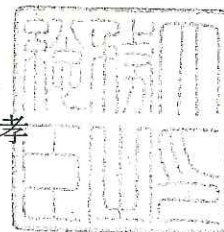
平成26年4月1日

日本放送協会

会長 榎井 勝人 殿

総務大臣

新藤 義孝



平成26年度におけるテレビ国際放送の実施について（要請）

放送法（昭和25年法律第132号）第65条第1項の規定に基づき、次の事項を指定して、テレビジョン放送による外国人向け協会国際衛星放送の実施を要請する。

1 放送事項

放送事項は、次の事項に係る報道及び解説とする。

- (1) 邦人の生命、身体及び財産の保護に係る事項
- (2) 国の重要な政策に係る事項
- (3) 国の文化、伝統及び社会経済に係る重要事項
- (4) その他国の重要事項

2 放送区域

北米、中南米、欧州、中東、アフリカ、アジア及び大洋州

3 その他必要な事項

- (1) 放送効果の向上を図るため、放送法第20条第1項第5号の規定に基づき実施する業務と一体として行うこと。
- (2) 放送時間は、各放送区域における受信者数、受信者の要望等を考慮して決定すること。

- (3) 用いる言語は、英語とすること。ただし、他の言語を併せ用いることを妨げない。
- (4) 放送の内容等についての十分な周知広報を行うとともに、受信環境の一層の整備・改善、放送番組の充実を図るなど、認知度の向上及び受信者の増加に努めること。また、より効果的な普及に資するよう、認知度や放送効果についての調査を行うこと。特に、平成32年開催の東京オリンピック・パラリンピックに向けてこれらの取組の一層の推進に努めること。
- (5) この要請に応じて行う業務について、別に示すところにより、放送法施行令（昭和25年政令第163号）第7条第1号ホに規定する資料を提出すること。

#### 4 国の費用負担等

- (1) この要請に応じて行う業務に要する費用の金額は、当該業務の実施期間に係る予算（平成26年度予算（平成25年度補正予算を含む。））において示される金額を超えない範囲内とすること。当該金額は、費用の交付に関する手続と併せ、別に示すものとする。
- (2) この要請に応じて行う業務の実施期間は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までとする。

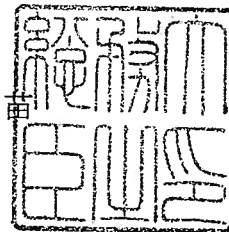
以上



総情国第6号-1  
平成27年2月9日

日本放送協会  
会長 榑井 勝人 殿

総務大臣  
山本 早苗



平成26年度におけるテレビ国際放送の実施要請の変更について（要請）

放送法（昭和25年法律第132号）第65条第1項の規定に基づき、「平成26年度におけるテレビ国際放送の実施について（要請）」（平成26年4月1日付け総情国第12号-2）のうち、3及び4の一部を次のように変更し、当該変更後の事項を指定して、テレビジョン放送による外国人向け協会国際衛星放送の実施を要請する。

### 3 その他必要な事項

- (5) 英語以外の外国語による放送の取組を試行的に行うなど、多言語化に向けて、必要な取組を進めること。
- (6) この要請に応じて行う業務について、別に示すところにより、放送法施行令（昭和25年政令第163号）第7条第1号ホに規定する資料を提出すること。

### 4 国の費用負担等

- (1) この要請に応じて行う業務に要する費用の金額は、当該業務の実施期間に係る予算（平成26年度予算（平成25年度補正予算を含む。）及び平成26年度補正予算）において示される金額を超えない範囲内とすること。当該金額は、費用の交付に関する手続と併せ、別に示すものとする。

## ◎放送法（昭和二十五年法律第百三十二号） 抜粋

### （目的）

第一条 この法律は、次に掲げる原則に従つて、放送を公共の福祉に適合するように規律し、その健全な発達を図ることを目的とする。

- 一 放送が国民に最大限に普及されて、その効用をもたらすことを保障すること。
- 二 放送の不偏不党、真実及び自律を保障することによつて、放送による表現の自由を確保すること。
- 三 放送に携わる者の職責を明らかにすることによつて、放送が健全な民主主義の発達に資するようになつていくこと。

### （定義）

第二条 この法律及びこの法律に基づく命令の規定の解釈に関しては、次の定義に従うものとする。

一～四 （略）

五 「国際放送」とは、外国において受信されることを目的とする放送であつて、中継国際放送及び協会国際衛星放送以外のものをいう。

六 「邦人向け国際放送」とは、国際放送のうち、邦人向けの放送番組の放送をするものをいう。

七 「外国人向け国際放送」とは、国際放送のうち、外国人向けの放送番組の放送をするものをいう。

八 「中継国際放送」とは、外国放送事業者（外国において放送事業を行う者をいう。以下同じ。）により外国において受信されることを目的として国内の放送局を用いて行われる放送をいう。

九 「協会国際衛星放送」とは、日本放送協会（以下「協会」という。）により外国において受信されることを目的として基幹放送局（基幹放送をする無線局をいう。以下同じ。）又は外国の放送局を用いて行われる放送（人工衛星の放送局を用いて行われるものに限る。）をいう。

十 「邦人向け協会国際衛星放送」とは、協会国際衛星放送のうち、邦人向けの放送番組の放送をするものをいう。

十一 「外国人向け協会国際衛星放送」とは、協会国際衛星放送のうち、外国人向けの放送番組の放送をするものをいう。

十二～二十九 （略）

### （放送番組編集の自由）

第三条 放送番組は、法律に定める権限に基づく場合でなければ、何人からも干渉され、又は規律されることがない。

## (目的)

第十五条 協会は、公共の福祉のために、あまねく日本全国において受信できるように豊かで、かつ、良い放送番組による国内基幹放送（国内放送である基幹放送をいう。以下同じ。）を行うとともに、放送及びその受信の進歩発達に必要な業務を行い、あわせて国際放送及び協会国際衛星放送を行うことを目的とする。

## (業務)

第二十条 協会は、第十五条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一～三 (略)

四 邦人向け国際放送及び外国人向け国際放送を行うこと。

五 邦人向け協会国際衛星放送及び外国人向け協会国際衛星放送を行うこと。

2～6 (略)

7 協会は、外国人向け協会国際衛星放送を行うに当たっては、その全部又は一部をテレビジョン放送によるものとしなければならない。

8～11 (略)

## (外国人向け協会国際衛星放送の業務の方法)

第二十一条 協会は、テレビジョン放送による外国人向け協会国際衛星放送の業務を円滑に遂行するため、収支予算、事業計画及び資金計画で定めるところにより、次に掲げる業務を行うことを主たる目的とする会社を一に限り子会社（協会がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の協会がその経営を支配している法人として総務省令で定めるものをいう。以下この章及び第九十一条第二項において同じ。）として保有しなければならない。

一 協会の委託を受けてテレビジョン放送による外国人向け放送番組を制作すること。

二 協会の委託を受けて、電波法の規定により基幹放送局の免許を受けた協会以外の者又は外国の放送局を運用する者に対し、その放送局を協会が行うテレビジョン放送による外国人向け協会国際衛星放送の業務の用に供させること。

2 協会は、テレビジョン放送による外国人向け協会国際衛星放送の業務を行うに当たっては、当該業務を円滑に遂行できるようにするために協会が定める基準に従い、当該業務の一部を前項に規定する子会社に委託しなければならない。

3 協会は、前項の基準を定めたときは、遅滞なく、その基準を総務大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

第二十六条 協会は、第二十条第七項の規定によるテレビジョン放送による外国人向け協会国際衛星放送（第二十一条第二項の規定による子会社への放送番組の制作の委託を含む。）を行うに当たり

、当該放送を実施するため特に必要があると認めるときは、協会以外の基幹放送事業者（放送大学学園法（平成十四年法律第百五十六号）第三条に規定する放送大学学園（以下「学園」という。）を除く。第三項において同じ。）に対し、協会が定める基準及び方法に従って、放送番組の編集上必要な資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

2 協会は、前項に規定する基準及び方法を定め、又はこれらを変更しようとするときは、第八十二条第一項に規定する国際放送番組審議会に諮問しなければならない。

3 前項の国際放送番組審議会は、同項の規定により諮問を受けた場合には、協会以外の基幹放送事業者の意見を聴かなければならない。

4 協会は、第一項に規定する基準及び方法を定めたときは、遅滞なく、その基準及び方法を総務大臣に届け出なければならない。これらを変更した場合も、同様とする。

### （国際放送の実施の要請等）

第六十五条 総務大臣は、協会に対し、放送区域、放送事項（邦人の生命、身体及び財産の保護に係る事項、国の重要な政策に係る事項、国の文化、伝統及び社会経済に係る重要事項その他の国の重要事項に係るものに限る。）その他必要な事項を指定して国際放送又は協会国際衛星放送を行うことを要請することができる。

2 総務大臣は、前項の要請をする場合には、協会の放送番組の編集の自由に配慮しなければならない。

3 協会は、総務大臣から第一項の要請があつたときは、これに応じるよう努めるものとする。

4 協会は、第一項の国際放送を外国放送事業者に係る放送局を用いて行う場合において、必要と認めるときは、当該外国放送事業者との間の協定に基づき基幹放送局をその者に係る中継国際放送の業務の用に供することができる。

5 第二十条第八項の規定は、前項の協定について準用する。この場合において、同条第八項中「又は変更し」とあるのは、「変更し、又は廃止し」と読み替えるものとする。

### （国際放送等の費用負担）

第六十七条 第六十五条第一項の要請に応じて協会が行う国際放送又は協会国際衛星放送に要する費用及び前条第一項の命令を受けて協会が行う研究に要する費用は、国の負担とする。

2 第六十五条第一項の要請及び前条第一項の命令は、前項の規定により国が負担する金額が国会の議決を経た予算の金額を超えない範囲内で行なければならない。

### （放送番組の編集等）

第八十一条 （略）

2・3 （略）

- 4 協会は、邦人向け国際放送若しくは邦人向け協会国際衛星放送の放送番組の編集及び放送又は外国放送事業者に提供する邦人向けの放送番組の編集に当たっては、海外同胞向けの適切な報道番組及び娯楽番組を有するようにならなければならない。
- 5 協会は、外国人向け国際放送若しくは外国人向け協会国際衛星放送の放送番組の編集及び放送又は外国放送事業者に提供する外国人向けの放送番組の編集に当たっては、我が国の文化、産業その他の事情を紹介して我が国に対する正しい認識を培い、及び普及すること等によつて国際親善の増進及び外国との経済交流の発展に資するようにならなければならない。
- 6 (略)

#### (電波監理審議会への諮問)

第百七十七条 総務大臣は、次に掲げる事項については、電波監理審議会に諮問しなければならない。

一 (略)

二 第十八条第二項(定款変更の認可)、第二十条第八項(第六十五条第五項において準用する場合を含む。)(中継国際放送の協定の認可)、第二十条第九項(提供基準の認可)、同条第十項(任意的業務の認可)、第二十二条(独立行政法人宇宙航空研究開発機構等への出資の認可)、第六十四条第二項及び第三項(受信料免除の基準及び受信契約条項の認可)、第六十五条第一項(国際放送等の実施の要請)、第六十六条第一項(放送に関する研究の実施命令)、第七十一条第一項(収支予算等の認可)、第八十五条第一項(放送設備の譲渡等の認可)、第八十六条第一項(放送の廃止又は休止の認可)、第八十九条第一項(放送の廃止又は休止の認可)、第九十三条第一項(基幹放送の業務の認定)、第九十六条第一項(地上基幹放送の業務の場合に限る。)

(認定の更新)、第九十七条第一項本文(基幹放送の放送事項又は基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の変更の許可)、第一百二十条(放送局設備供給役務の提供条件の変更命令)、第一百四十一条(受信障害区域における再放送の業務の方法に関する改善の命令)、第一百五十六条第一項、第二項若しくは第四項(有料基幹放送契約約款の変更命令又は有料放送事業者若しくは有料放送管理事業者の業務の方法の改善の命令)、第一百五十九条第一項(認定放送持株会社に関する認定)又は第百六十七条第一項(センターの指定)の規定による処分

三～五 (略)

2 (略)



平成27年3月11日

放送法及び電波法の一部を改正する法律の施行に伴う  
関係省令等の整備案について  
(平成27年3月11日 諮問第11号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(夏賀課長補佐、太田係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省情報流通行政局放送政策課

(西潟課長補佐、植村係長、松本係長)

電話：03-5253-5776

## 放送法及び電波法の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令等の整備案について

### 1 経緯等

地方経済の低迷に伴うローカル局の株主による株式の放出に対し、株式の引き受け手を地元で確保することが困難となり、認定放送持株会社に引受け手を依頼せざるを得ない状況が生じていることや、ラジオの広告市場が長期継続的に縮小する中で売上高の減少が続き、ピーク時の約半分の水準となっている等、放送事業について様々な課題が生じてきていること等を踏まえ、「放送政策に関する調査研究会」（座長：長谷部恭男 東京大学法学部教授）の第一次とりまとめ（平成25年8月9日公表）において「認定放送持株会社制度を、子会社に至らない形でのより緩やかなグループ経営の形態も可能とするものとして改めて位置づけた上で、12地域特例の枠内で、1/3から1/2までの議決権保有を認める特例を措置することが考えられる」旨の提言がなされ、第二次とりまとめ（平成26年2月25日公表）において「経営の合理化に取り組もうとする放送事業者による多種多様な事業再編を、より柔軟かつ円滑に行うことを可能とするため、（中略）「認定制度」を導入することが考えられる」旨の提言がなされた。

これらを踏まえ、認定放送持株会社制度の認定要件等の緩和、経営基盤強化計画認定制度の導入等を内容とする放送法及び電波法の一部を改正する法律案が第186回通常国会において可決・成立し、平成26年6月27日に公布された。

本件は、この放送法及び電波法の一部を改正する法律（平成26年法律第96号）による改正後の放送法（以下「新放送法」という。）の委任に基づき、経営基盤強化計画認定制度及び認定放送持株会社制度等に係る規定の整備等を行うものである。

### 2 改正の概要

#### （1）放送法施行規則の一部改正

認定放送持株会社は複数の基幹放送事業者をその傘下に置く持株会社であることから、放送の多元性、多様性及び地域性を確保するため、一の者が保有することができる認定放送持株会社の議決権を一定の割合以下に制限しているところ。

当該一定の割合について、今回の省令改正により、以下のとおりとし、③について追加を行った。【第207条】

- ① 原則として「3分の1」
- ② 例外として持株傘下の地上基幹放送事業者と放送対象地域が重複する地上基幹放送事業者を支配する場合等は、「10分の1」
- ③ 上記②の場合であっても、全体としてテレビ1局・ラジオ（コミュニティ

放送を除く) 4局の範囲内であれば、「3分の1」

(2) 基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関する省令の制定

① 基幹放送の業務に係る「特定役員」の定義【第3条】

マスメディア集中排除原則及び外国性の排除に係る「役員」規制について、これまでの解釈・運用の明確化を図るため、「特定役員」について、法人形態ごとに具体的な範囲を規定した。

例えば株式会社(指名委員会等設置会社以外の取締役会設置会社)においては、以下のとおりとしている。

- ・原則として取締役
- ・例外として(衛星基幹放送又は移動受信用地上基幹放送であって、取締役に占める業務執行取締役以外の者の割合が三分の一を超えない場合は)業務執行取締役

② 基幹放送の業務に係る「支配関係」の定義

ア 議決権保有比率規制【第5条】

地上基幹放送における、「支配関係」に該当する議決権保有比率は、同一の放送対象地域は、10分の1超、異なる放送対象地域は、3分の1超としているところ。

今回の省令改正により、認定放送持株会社による地上基幹放送事業者に対する支配関係については、その放送対象地域の如何を問わず、10分の1超を基準としている。ただし、表現の自由享有基準の特例の適用に当たっては、10分の1超3分の1以下の議決権保有による地上基幹放送事業者は、異なる放送対象地域においては原則として支配関係に該当しないものとして取り扱うこととする。

イ 役員兼任比率規制【第6条】

特定役員の5分の1超を兼任する場合は、「支配関係」に該当することとしているが、今回の改正により、経営基盤強化計画認定制度を活用する場合は、5分の1超3分の1以下の特定役員の兼任を特例として認めることとしている(後述⑤)。

ウ 代表権を有する特定役員・常勤の特定役員の兼任規制【第7条】

代表権を有する特定役員又は常勤の特定役員を兼任する場合は、「支配関係」に該当する。

③ 基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準の特例

上記「支配関係」等に該当する場合であっても、以下の要件のいずれにも

適合するときは、特例として基幹放送の業務の認定等を受けることができる。

ア テレビジョン放送を行う地上基幹放送：1局以内【第8条第1号】

イ ラジオ放送（コミュニティ放送を除く。エにおいて同じ。）を行う地上基幹放送：4局以内【第8条第2号】

ウ コミュニティ放送を行う地上基幹放送：特定の一の市区町村を放送対象地域の全部又は一部とする限りにおいて、何局でも保有可能【第8条第3号】

エ ラジオ放送を行う地上基幹放送とコミュニティ放送を行う地上基幹放送の兼営・支配は不可【第8条第4号】

オ 同一放送対象地域におけるテレビジョン放送を行う地上基幹放送、ラジオ放送を行う地上基幹放送及び新聞の兼営・支配（いわゆる三事業支配）は原則として不可【第8条第5号】

カ 衛星基幹放送（BS放送及び東経110度CS放送）の4トランスポンダを超える兼営・支配は不可【第8条第6号】

キ 地上基幹放送事業者については、上記カの制限に加え、

- ・ BS放送事業者の2分の1超の議決権保有は不可【第8条第7号イ】
- ・ 東経110度CS放送の合計2トランスポンダを超える兼営・支配は不可【第8条第7号ロ】

ク 移動受信用地上基幹放送のうちV-High放送の合計13セグメントを超える兼営・支配は不可【第8条第8号】

ケ 移動受信用地上基幹放送のうちV-Low放送については、

- ・ 同一放送対象地域におけるV-Low放送の合計6セグメントを超える兼営・支配は不可【第8条第9号前段】
- ・ 異なる放送対象地域のV-Low放送の兼営・支配については、隣接する2つの地域までであれば可能【同号後段】

④ 基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準の特例（認定放送持株会社制度）  
認定放送持株会社制度を活用する場合には、一定の要件を満たす場合に、上記③の特例に加え、以下の2つの特例が認められる。

ア 認定放送持株会社は、最大12地域分まで、放送対象地域が重複しない地上基幹放送事業者を関係会社とすることが可能【第9条第1項第2号イ】

イ 認定放送持株会社は、0.5トランスポンダの範囲内で、BS放送事業者を関係会社とすることが可能【第9条第1項第3号】

⑤ 基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準の特例（経営基盤強化計画認定制度関係）

上記③及び④の特例に加え、地域性確保措置、多元性・多様性確保措置等を適切に講じるものとして経営基盤強化計画の認定を受けた基幹放送事業者（指定放送対象地域に係るものに限る。）については、5分の1超3分の1以下の特定役員の兼任を特例として認めることとしている（上記③のイや④のア等の算入対象外としている）。【第10条】

⑥ その他の特例

このほか、経営困難状態等に係る特例【第11条】、特定隣接地域等に係る特例【第12条】等を規定。

（3）基幹放送普及計画の一部改正

① 地上基幹放送事業者（全国放送を除く。）の主たる出資者、役員及び審議機関の委員は、できるだけ当該地上基幹放送の放送対象地域に住所を有する者である、及び認定放送持株会社の子会社である地上基幹放送事業者の審議機関の委員は、できるだけ当該地上基幹放送の放送対象地域に住所を有する者であることとする。

② 新放送法第百六十三条の規定に基づき、地上基幹放送事業者がその放送対象地域向けに自らが制作する番組を有するように努めることとする。

（4）指定放送対象地域を指定する告示の制定

新放送法第百十六条の二第一項及び第三項の規定に基づき、国内基幹放送に係る放送対象地域のうち、国内基幹放送の役務に対する需要の減少その他の経済事情の変動により放送系の数の目標を達成することが困難となるおそれがあり、かつ、当該目標を変更することが放送系の数に関する放送対象地域間における格差その他の事情を勘案して適切でないと認められるものを指定放送対象地域として指定している。

（5）附則

① 放送法及び電波法の一部を改正する法律の施行の日（平成27年4月1日）から施行する。

② その他経過措置を定める。

# 放送法及び電波法の一部を改正する法律の施行に伴う 省令等の整備について

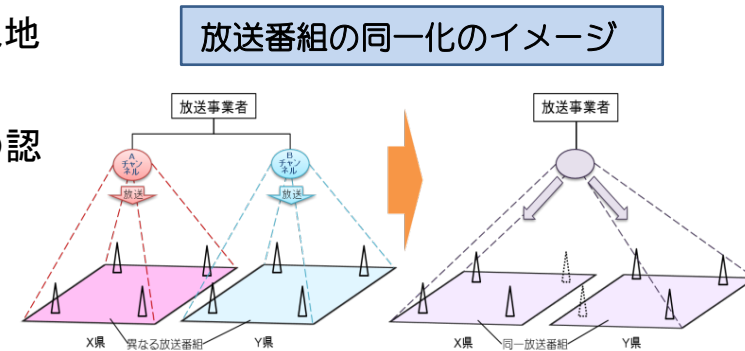
(民放関連部分)

平成27年3月11日

総務省情報流通行政局放送政策課

## (1) 放送事業者の経営基盤強化計画の認定に係る制度の創設(本年4月1日施行)

- ① 視聴可能チャンネルの数の目標の達成が困難となるおそれがある放送対象地域(一般的には県域)を指定。
- ② ①の地域に係る放送事業者は、「経営基盤強化計画」を作成し、総務大臣の認定を受けることにより、以下の点等を可能とする。
  - ・異なる放送対象地域において同一の放送番組を放送すること
  - ・共同番組審議機関の設置



## (2) 認定放送持株会社の認定の要件の緩和(同上)

- ① マスメディア集中排除の一般原則(異なる放送対象地域について、議決権保有は1/3まで)は緩和せず、認定放送持株会社のもとで議決権保有が可能な範囲を拡大。
  - ※役員兼任が可能な範囲も拡大
- ② その他の規制の見直し
  - ・認定放送持株会社の資産要件の緩和

### <参考>

(1) NHKのインターネット活用業務の拡大(本年4月1日施行予定)

※ NHKからの「実施基準案」の認可申請(昨年11月25日)を受け、総務省の考え方(一定の条件を付し認可)について意見募集を実施(12/20~1/18)。2月の電監審への諮問を経て認可済。

(2) 国際放送(NHKワールドTV)の番組の国内放送事業者への提供業務の円滑化(昨年6月27日に施行済み)

※ 現在、CATV事業者(例:J:COM)への提供を推進中。

# 放送法及び電波法の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令等の改正 (青枠内が諮問事項)

- 改正放送法に基づき、経営基盤強化計画認定制度の創設による告示の新規制定、及び認定持株会社制度の緩和に伴う省令の規定の整備等を行う。
- 現状二本に分かれているマスメディア集中排除原則に係る省令について、適用関係の整理・明確化等のため、一本化を行う。

## 改正前

## 改正後

### ○放送法施行規則

- ・認定放送持株会社の認定要件(資産割合)
- ・認定放送持株会社に対する議決権保有制限

### ○放送法施行規則

- ・経営基盤強化計画認定制度に関する事項(新設)
- ・認定放送持株会社の認定要件(資産割合)
- ・認定放送持株会社に対する議決権保有制限

### ○基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準に関する省令

- ・基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準の特例等  
(支配関係に該当する議決権割合及び役員兼任割合等の基準、ラ・テ特例、ラ・ラ特例等の特例について規定。)

### ○基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関する省令

- ①「特定役員」の定義(新設)
- ②「支配関係」の定義
- ③基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準の特例
- ④基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準に関する認定放送持株会社の子会社に係る特例
- ⑤経営基盤強化計画認定制度に係る基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準の特例(新設)

### ○基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準に関する省令の認定放送持株会社の子会社に関する特例を定める省令

- ・基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準に関する省令の認定放送持株会社の子会社に係る特例等  
(支配関係に該当する議決権割合及び役員兼任割合等の基準、認定放送持株会社の子会社に適用される12地域特例、BS放送特例等の特例について規定。)

### ○基幹放送普及計画

- ①認定放送持株会社の関係会社の地域性確保努力義務(放送法第163条の規定の内容)
- ②地上基幹放送事業者の役員等の地元要件
- ③認定放送持株会社の関係会社の番組審議機関の役員等の地元要件

### ○指定放送対象地域を定める件に関する告示案(新設)



# 経営基盤強化計画認定制度の概要

(黄色部分が今回の諮問対象)

- 地域経済の低迷等に起因して放送事業者の経営状況が悪化する中、地域住民の生活に必要な基幹メディアとして存続するために経営基盤の強化に早期かつ積極的に取り組むことを可能とする制度。
- 経済事情の変動により放送系の数の目標の達成が困難となるおそれがある等と認められる放送対象地域を「指定放送対象地域」として総務大臣が指定。
- 「指定放送対象地域」に係る基幹放送事業者は、業務の合理化や組織の再編成等により収益性の向上を図る「経営基盤強化計画」を作成し、総務大臣の認定を受けた場合、放送法・電波法の特例が適用。

## 経営基盤強化計画の作成・申請

- 経営基盤強化による収益性の向上の程度
- 経営基盤強化の内容
- 経営基盤強化に伴う労務に関する事項

放送番組の同一化を行う場合

- 番組同一化の内容
- 地域性確保措置の内容

マスメディア集中排除原則の特例の適用を受けて役員兼任を拡大する場合

- 特例役員兼任関係の内容
- 地域性確保措置の内容
- 多元性・多様性確保措置の内容

電波監理審議会への諮問・答申

総務大臣の認定  
(13頁参照)

## 放送法・電波法の特例

- 再免許等における経理的基礎審査の免除

放送番組の同一化を行う場合

- 放送番組審議機関の共同設置の可能化
- あまねく普及努力義務の緩和
- 地域向け自主制作番組確保努力義務の緩和

番組制作費の削減やマスター等設備の統合、  
県境の中継局設備の効率化等が可能に

マスメディア集中排除原則の特例の適用を受けて役員兼任を拡大する場合

- 役員兼任規制の上限の緩和(1/5 → 1/3)  
(9頁参照)

経営基盤の強化に向けた限られた人材の  
有効活用等が可能に

総務大臣による指定放送対象地域の指定  
(次頁参照)

# 指定放送対象地域の指定について

- 収入の現状、先行きの見通しともに厳しいラジオに係る放送対象地域を指定放送対象地域に指定。
- 収入が全国の平均を大きく上回るAMの三大広域圏を除くラジオの放送対象地域を指定。

## 「基幹放送普及計画」(抜粋) 【放送対象地域と放送系の数の目標】

基幹放送の区分		放送対象地域	放送系の数の目標
中波放送	広域放送	関東広域圏及び近畿広域圏の各区域	3
		中京広域圏	2
	県域放送	北海道、福岡県及び沖縄県の各区域	2
		群馬県、埼玉県、千葉県、愛知県、三重県、大阪府、奈良県、福岡県及び沖縄県を除く府県の各区域(滋賀県及び京都府、鳥取県及び島根県並びに佐賀県及び長崎県については、それぞれの府県の区域を併せた区域)	1
短波放送	全国	1	
超短波放送	県域放送	北海道、東京都、新潟県、愛知県、大阪府及び福岡県の各区域	2
		茨城県、新潟県、愛知県、大阪府及び福岡県を除く府県の各区域(鳥取県及び島根県については、両県の区域を併せた区域)	1
	外国語放送	東京都の特別区の存する区域、名古屋市、大阪市及び福岡市をそれぞれ中心として同一の放送番組の放送を同時に受信できることが相当と認められる区域として総務大臣が別に定める区域	1

指定放送対象地域として指定

## 指定放送対象地域(放送法第116条の2第1項(抜粋))

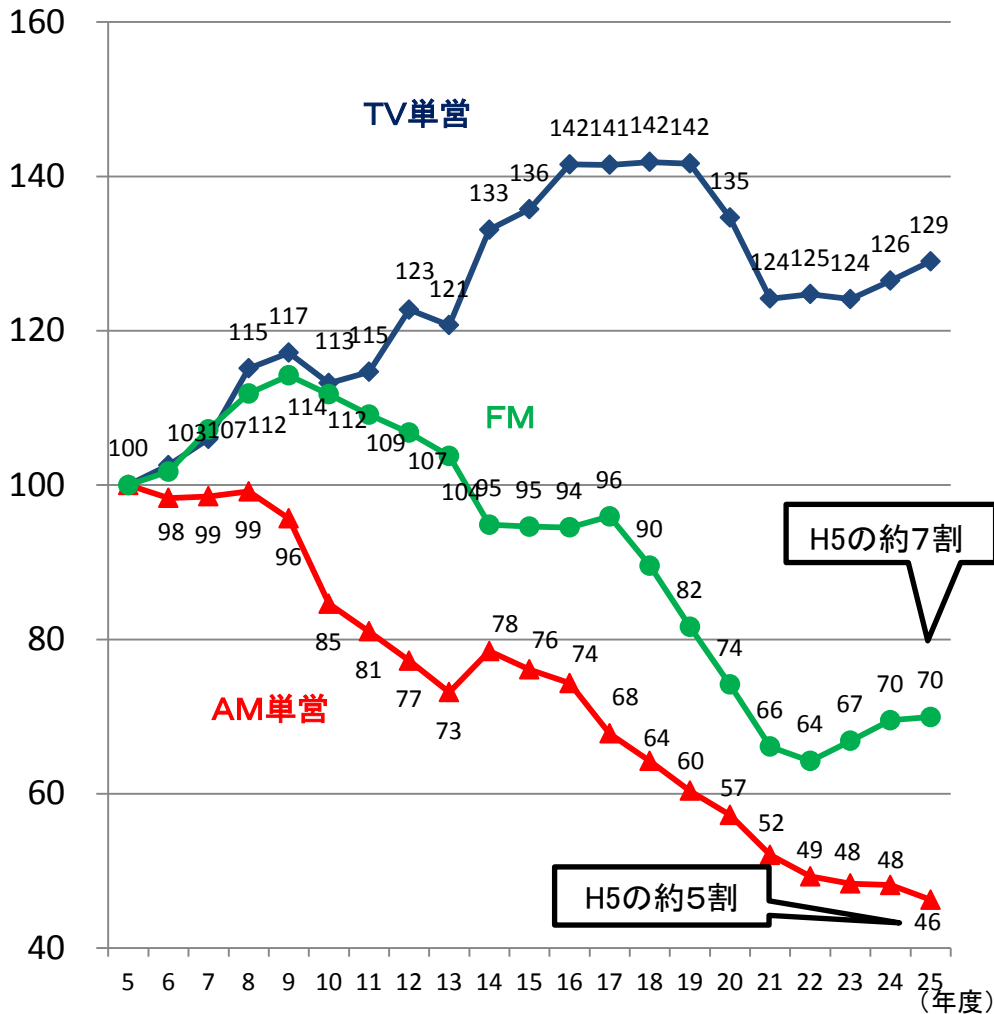
国内基幹放送に係る放送対象地域のうち、

- ・ 当該放送対象地域における国内基幹放送の役務に対する需要の減少その他の経済事情の変動により当該放送対象地域の放送系の数の目標を達成することが困難となるおそれがあり、
- ・ かつ、当該目標を変更することが放送系の数に関する放送対象地域案における格差その他の事情を勘案して適切でない  
と認められるもの。

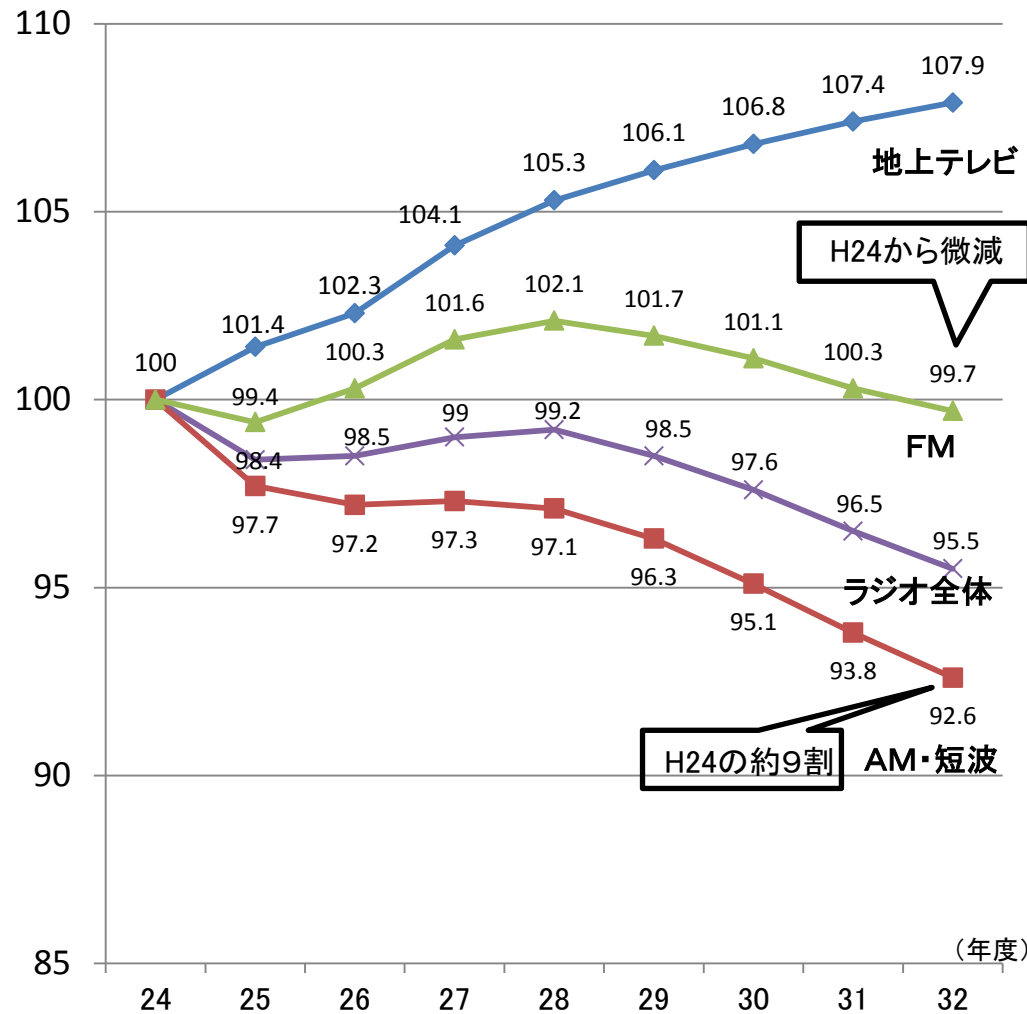
# (参考) 民間放送事業者の経営状況(一社当たりの売上高の推移)

- 「TV単営」の売上高はリーマンショック(H20年度)以降減少に転じたが、近年は微増。
- ラジオについては、H5年度を100とすると、H25年度に「AM単営」は46、「FM」は70と大幅に減少。

- 「地上テレビ」はH32年度まで年平均約1.0%増の見込み。
- ラジオについては、H24年度を100とすると、H32年度に「AM及び短波」は92.6、「FM」は99.7、「ラジオ全体」は95.5となる見込みであり、概ね一貫した右肩下がりの予想。



※ H14にAM単営が増加しているのは、TV・AM兼営だったTBSがTVとAM単営に分社化し、その売上高を加えたため。

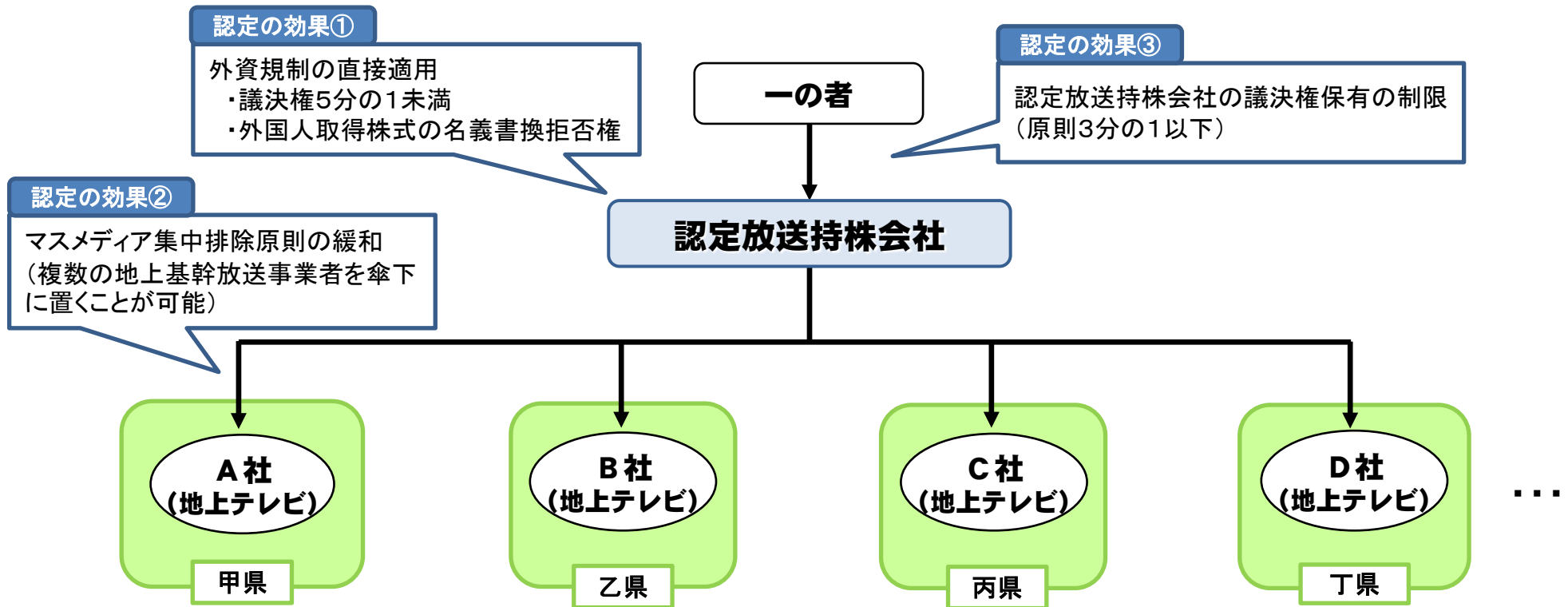


※ H25以降の売上高の伸び率は、『経営四季報2013冬号』(日本民間放送連盟研究所)の営業収入伸び率予測による。

# (参考)認定放送持株会社制度の概要

認定放送持株会社制度は、総務大臣の認定を受けることにより、基幹放送事業について、持株会社によるグループ経営を可能とする制度であり、平成19年の放送法改正により創設された。認定放送持株会社制度を活用する場合は、特例として、複数の基幹放送事業者を傘下に置くことが可能となる。

これまでは、グループとしての一体的経営力の確保の観点から、傘下に置くことができる基幹放送事業者は原則として「子会社」(2分の1超の議決権保有)に限定されていたが、地域経済の低迷等により、ローカル局において、株主等を地元で確保することが困難な状況となっていること等を踏まえ、より緩やかなグループ形態を採用することを可能とするため、今回の法律改正により、「関係会社」(子会社その他の支配関係を有する会社)を、傘下に置くことができることとする規制緩和を行った。



※認定放送持株会社は、地上基幹放送事業者を最大12都道府県まで保有可(広域放送、県域放送の場合)

※地上基幹放送のほか、BS放送を行う衛星基幹放送事業者等を傘下に置くことが可能。

# 認定放送持株会社制度の見直し

## 認定放送持株会社に対する議決権保有制限の緩和

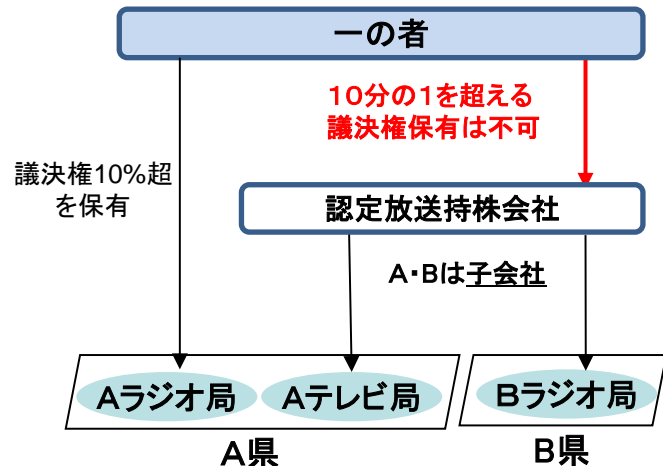
認定放送持株会社は複数の基幹放送事業者をその傘下に置く持株会社であることから、放送の多元性、多様性及び地域性を確保するため、一の者が保有することができる認定放送持株会社の議決権を一定の割合以下に制限しているところ。

今般の法律改正で認定放送持株会社の傘下とすることが可能な範囲が、「子会社」から「関係会社(子会社その他の支配関係を有する会社)」に拡大されたことに伴い、下記②に該当する事案が増加することが想定されるため、今回の省令改正により、議決権保有制限の割合について、マスメディア集中排除原則の特例と同様の範囲内であれば、原則どおりとすることとした。

- ①原則として「3分の1」
- ②例外として持株傘下の地上基幹放送事業者と放送対象地域が重複する地上基幹放送事業者を支配する場合等は「10分の1」
- ③上記②の場合であっても、全体としてテレビ1局・ラジオ(コミュニティ放送を除く)4局の範囲内であれば、「3分の1」

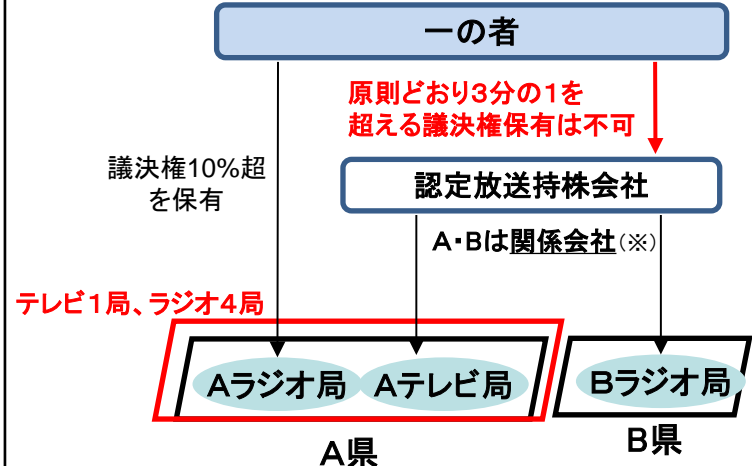
## 現行制度

### 例外(上記②)



## 改正案

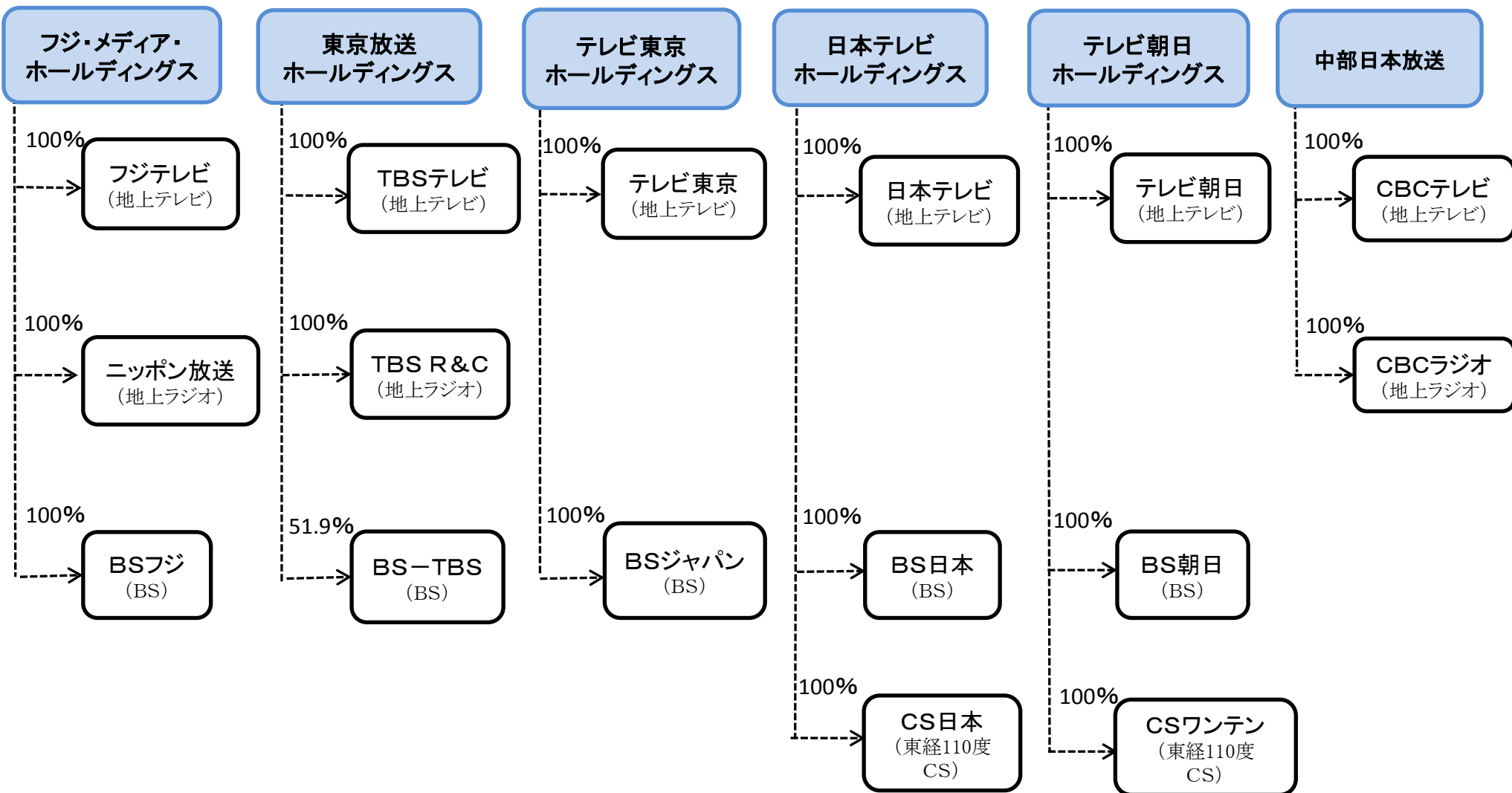
### 改正後に緩和となるケース(上記③)



※10分の1超3分の1以下の議決権保有によるものを除く。

# (参考) 既存の認定放送持株会社の一覧

平成27年3月現在





# マスメディア集中排除原則等の見直し

(黄色部分が今回の諮問対象)

○マスメディア集中排除原則に係る省令について、認定放送持株会社の「関係会社」に対する特例等の適用関係を整理し、規定の整備を行うとともに、これまで解釈によって運用していた部分について、明確化することとした。

## 「特定役員」の定義

マスメディア集中排除原則及び外資規制の役員規制においては、これまで「役員」の範囲について「業務を執行する役員」と規定していたところ、今回の法律改正により、「特定役員」の範囲を省令に委任。

これまでの解釈・運用の明確化を図るため、「特定役員」について、省令において法人形態ごとに具体的な範囲を規定した。

<例：指名委員会等設置会社以外の取締役会設置会社の場合>

- ①地上基幹放送：取締役
- ②衛星基幹放送等：業務執行取締役(ただし、取締役に占める業務執行取締役以外の者の割合が3分の1を超える場合は、取締役)

## マスメディア集中排除原則における「支配関係」の定義

### (1) 議決権保有による支配

#### <地上基幹放送>

○1局目(申請局)：10分の1超

○2局目以降：

- ①1局目と放送対象地域が重複するもの：10分の1超
- ②1局目と放送対象地域が重複しないもの：3分の1超

※なお、認定放送持株会社が地上基幹放送事業者の議決権を保有する場合には、放送対象地域の如何にかかわらず、一律に「10分の1超」

#### <衛星基幹放送等>

○3分の1超の議決権保有

### (2) 役員兼任による支配

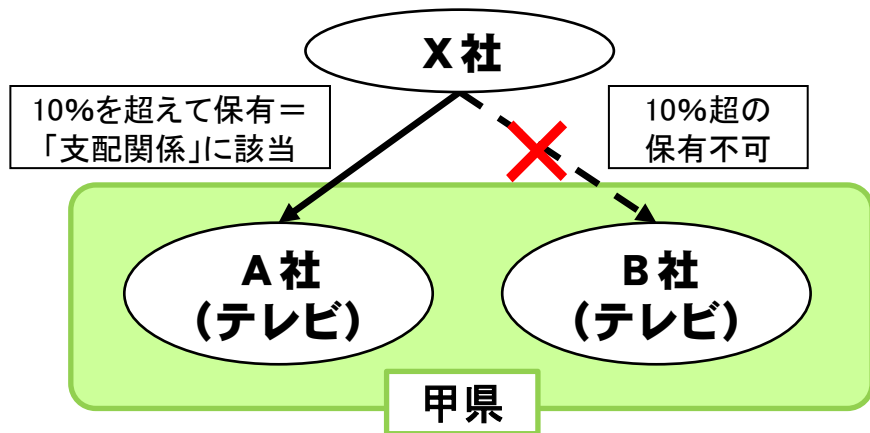
○原則：「特定役員」の5分の1超

○特例：経営基盤強化計画認定制度を活用する場合は、「特定役員」の3分の1超

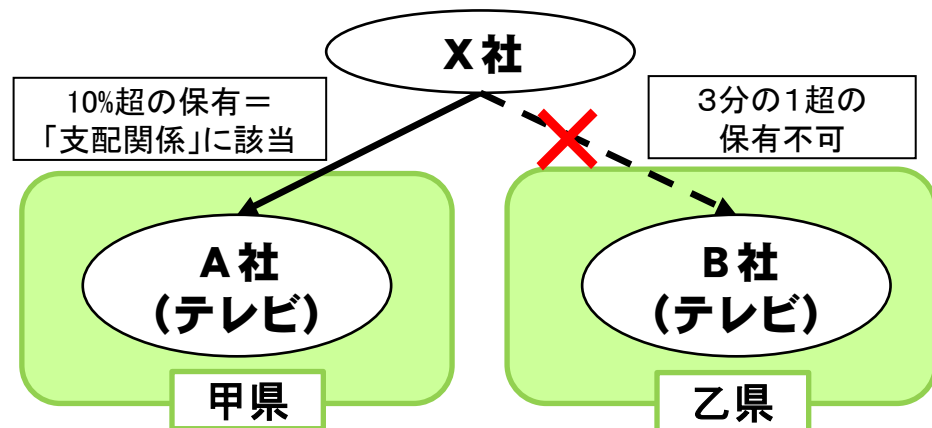
○このほか、代表権を有する役員又は常勤役員を兼任する者が1名でもいる場合も「支配関係」に該当。

# (参考) マスメディア集中排除原則における「支配関係」の定義

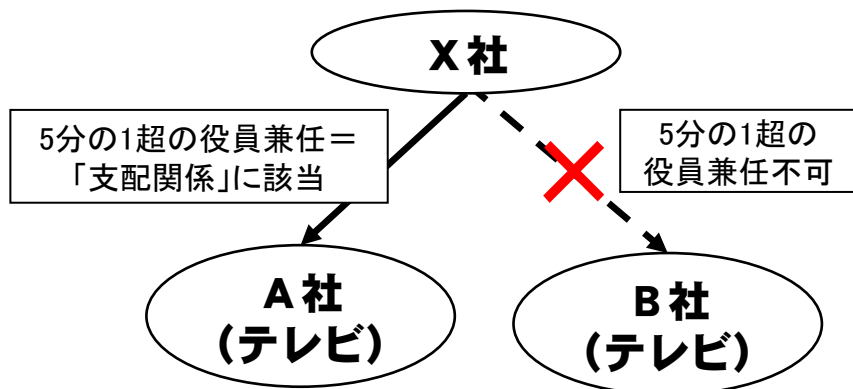
議決権保有による支配の例  
(放送対象地域が重複する場合)



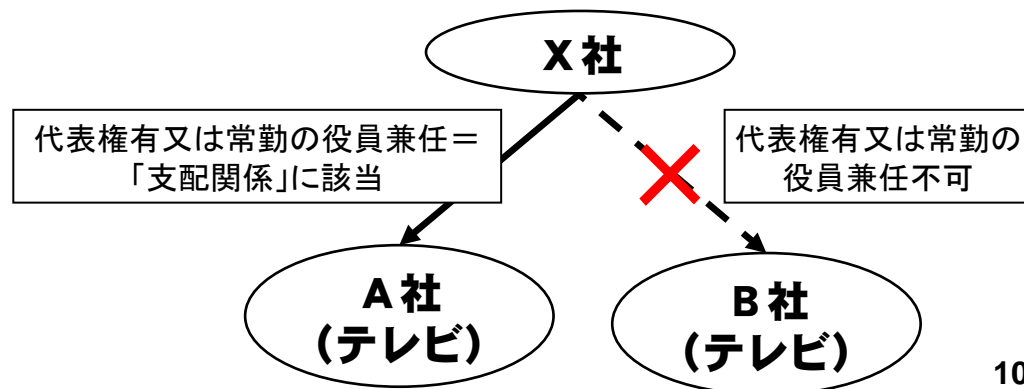
議決権保有による支配の例  
(放送対象地域が重複しない場合)



役員兼任による支配の例  
(役員兼任比率: 5分の1超)



役員兼任による支配の例  
(代表役員、常勤役員)の兼任)





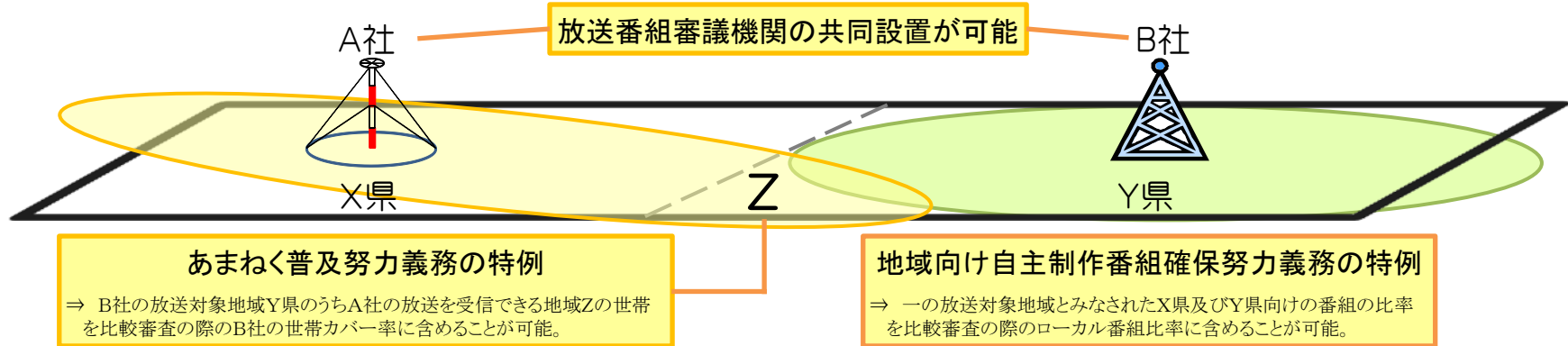
## 参考編

### 電波監理審議会諮問事項以外の主な改正点

- ・認定放送持株会社制度
- ・経営基盤強化計画認定制度

# 放送番組の同一化について

- 経営基盤強化の選択肢の一つとして、異なる放送対象地域（当該放送対象地域のいずれか又は全てが指定放送対象地域である場合に限る。）において放送番組の同一化を行う場合は以下の特例が適用。



## 同一化の要件

- 同一の放送番組を同一の時間に放送する割合が8割を超えること。
- 同一化に係る放送対象地域が県域放送に係るものであり、かつ、基本的に隣接するものであること。（三大広域圏との同一化は不可）

## 認定の要件

- 地域性確保措置の内容が適切なものであること。

- 放送の地域性を確保するための代替措置として、モデルケースを例示。

- ・ 編成担当の役員や従業員及び審議機関の委員の構成に関し、放送対象地域間のバランスが適切に確保されていること
- ・ それぞれの放送対象地域向けの放送番組が設けられていること
- ・ それぞれの放送対象地域向けの災害放送の実施
- ・ それぞれの放送対象地域ごとの取材拠点の確保

# 認定の要件及び審査基準等について

## 認定の要件

○ 業務を維持するために最大限の努力をするものであること。

○ 円滑かつ確実に実施されるものであること。

○ 従業員の地位が不当に害されるものでないこと。

### 放送番組の同一化を行う場合

○ 地域性確保措置の内容が適切なものであること。

### マスメディア集中排除原則の特例の適用を受けて役員兼任を拡大する場合

○ 地域性確保措置の内容が適切なものであること。

○ 多元性・多様性確保措置の内容が適切なものであること。

## 放送法関係審査基準

○ 業務の効率化、不採算部門の売却、遊休資産の売却その他の取組を通じて相当程度の収益性の向上が図られるものであること。

○ 経営資源に照らして過度に実施困難なものでなく、適切に実施される経営体制が確立されていること。

○ 労働組合との協議その他雇用の安定等に関する配慮が十分に行われているものであること。

○ 特定放送番組同一化の対象となる2以上の国内基幹放送に係るそれぞれの放送対象地域における放送番組に対する当該放送対象地域固有の需要を満たすために適切なものであること。

○ それぞれの放送対象地域における放送番組に対する当該放送対象地域固有の需要を満たすために適切なものであること。

○ 放送対象地域が重複する地域における多元的かつ多様な放送番組に対する需要を満たすために適切なものであること。

## <実施状況の報告>

○ 経営基盤強化認定を受けた者は、各事業年度における経営基盤強化計画の実施状況について、事業年度終了後3か月以内に総務大臣に報告。

### 具体的な報告事項

○ 経営基盤強化による収益性の向上の程度  
○ 経営基盤強化の実施状況

### 放送番組の同一化を行った場合

○ 特定放送番組同一化の実施状況  
○ 地域性確保措置の実施状況

### マスメディア集中排除原則の特例の適用を受けて役員兼任を拡大した場合

○ 特例役員兼任関係の実施状況  
○ 地域性確保措置の実施状況  
○ 多元性・多様性確保措置の実施状況

# 認定放送持株会社の資産割合制度

資産割合制度は、認定放送持株会社には基幹放送事業者と同様の法的地位（外資規制の直接適用等）が付与されることを踏まえ、認定放送持株会社が実態として放送事業者の経営管理を主要な業務とする持株会社であることを担保することを目的として導入。（放送法第159条第2項第3号）

（例えば、本来は何ら放送事業とは無関係な大手鉄鋼メーカーが、地方のラジオ局を傘下に置いて認定放送持株会社に移行し、これによって放送法上の外資規制等を外国の大手鉄鋼メーカーによる買収からの防衛のために利用するような事態を防止する必要。）

具体的には、認定放送持株会社単体のバランスシート上で、放送関連資産が総資産の二分の一を常に超えることを求めるもの。これまでは、放送関連資産として「放送関連の子会社等に係る株式の取得価額」のみの分子計上を認めてきたが、今回の法律・省令改正により、放送関連の固定資産や流動資産も計上することを認める規制緩和を措置。

## 改正前

50% <

子会社等である  
基幹放送事業者等に係る  
株式の取得価額

総資産の額  
(右の資産を控除する。)

①放送の業務の用に  
供する有形又は  
無形固定資産

②子会社等である基幹  
放送事業者等に係る  
貸付金

③子会社等以外の者  
に係る投資その他  
の資産

## 改正後

50% <

子会社等である  
基幹放送事業者等に係る  
株式の取得価額

+

①放送の業務の用に  
供する有形又は  
無形固定資産

②子会社等である基幹  
放送事業者等に係る  
貸付金

放送の業務に係る  
流動資産※

総資産の額  
(右の資産を控除する。)

③子会社等以外の者  
に係る投資その他  
の資産

※ 流動資産の総額に、放送の業務に係る収益の額の収益の総額に対する割合を乗じて算定